

障害福祉サービス費等の報酬算定構造 (案)

※ 本資料は、現段階で整理したものであり、今後変更があり得るものである。

目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	3
行動援護サービス費	5
療養介護サービス費	7
生活介護サービス費	9
児童デイサービス費	11
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
共同生活介護サービス費	17
施設入所支援サービス費	19
機能訓練サービス費	21
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	25
就労移行支援サービス費	27
就労移行支援(養成)サービス費	29
就労継続支援A型サービス費	31
就労継続支援B型サービス費	33
共同生活援助サービス費	35
サービス利用計画作成費	37
旧身体障害者入所更生施設支援費	39
旧身体障害者通所更生施設支援費	41
旧身体障害者入所療護施設支援費	43
旧身体障害者通所療護施設支援費	45
旧身体障害者入所授産施設支援費	47
旧身体障害者通所授産施設支援費	49
旧知的障害者入所更生施設支援費	51
旧知的障害者通所更生施設支援費	53
旧知的障害者入所授産施設支援費	55
旧知的障害者通所授産施設支援費	57
旧知的障害者通勤寮支援費	59
知的障害児施設給付費	61
第一種自閉症児施設給付費	63
第三種自閉症児施設給付費	65
知的障害児通園施設給付費	67
盲児施設給付費	69
ろうあ児施設給付費	71
難聴幼児通園施設給付費	73
肢体不自由児施設(入所)給付費	75
肢体不自由児施設(通所)給付費	77
肢体不自由児療護施設給付費	79
肢体不自由児通園施設給付費	81
指定医療機関(肢体不自由児)給付費	83
重症心身障害児施設給付費	85
指定医療機関(重症心身障害児)給付費	87

○居宅介護サービス費

現行報酬体系

基本部分 ¹⁾		注 3級ヘルパー等により行われる場合	注 重度訪問介護研修修了者による場合	注 2人の居宅介護従業者による場合	注 夜間もしくは早期の場合又は深夜の場合
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (230単位)	×70/100	1時間未満 (160単位) 2時間未満 (320単位) 3時間未満 (480単位)	×200/100	夜間もしくは早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (400単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (580単位)				
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (655単位)				
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (730単位)				
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (805単位)				
	(7) 3時間以上 (875単位に30分を増すごとに+70単位)				
ロ 通院等介助 (身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (230単位)	×70/100	×3時間以上 (550単位に30分を増すごとに+70単位)	×200/100	夜間もしくは早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (400単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (580単位)				
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (655単位)				
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (730単位)				
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (805単位)				
	(7) 3時間以上 (875単位に30分を増すごとに+70単位)				
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (80単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (150単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (225単位)				
	(4) 1時間30分以上 (295単位に30分を増すごとに+70単位)				
ニ 通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (80単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (150単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (225単位)				
	(4) 1時間30分以上 (295単位に30分を増すごとに+70単位)				
ホ 通院等乗降介助 (99単位)					

利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)
(1回につき 150単位を加算)

改正後報酬体系(案)

		注	注	注	注	注	注
基本部分		3級ヘルパー等により行われる場合	重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従業者による場合	夜間もしくは早期の場合又は深夜の場合	特定事業所加算(仮)	特別地域加算(仮)
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×70/100	1時間未満 (〇〇単位) 2時間未満 (〇〇単位) 3時間未満 (〇〇単位)				
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)						
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)						
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)						
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)						
	(7) 3時間以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×200/100	×3時間以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)		夜間もしくは早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100		(イ) 体罰要件、人材要件、重度障害要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100 (ロ) 体罰要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100 (ハ) 体罰要件、重度障害要件に適合する場合 +〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)						
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)						
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)						
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)						
	(7) 3時間以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×90/100	×90/100				
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)						
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						
	(4) 1時間30分以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×90/100	×90/100				
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)						
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						
	(4) 1時間30分以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ホ 通院等乗降介助 (〇〇単位)							

初回加算(仮) (〇〇単位を加算)

緊急時対応加算(仮) (1回につき〇〇単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)

○重度訪問介護サービス費

現行報酬体系

基本部分		注 重度障害者 等の場合	注 障害程度区 分6に該当 する者の場 合	注 2人の重度 訪問介護従 業者による 場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合
イ 1時間未満	(160単位)	+15/100	+7.5/ 100	×200/ 100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
ロ 1時間以上2時間未満	(320単位)				
ハ 2時間以上3時間未満	(480単位)				
ニ 3時間以上4時間未満	(640単位)				
ホ 4時間以上5時間未満	(780単位)				
ヘ 5時間以上6時間未満	(940単位)				
ト 6時間以上7時間未満	(1,090単位)				
チ 7時間以上8時間未満	(1,240単位)				
リ 8時間以上12時間未満	(1,392単位に 1時間を増すごとに+162単位)				
ヌ 12時間以上16時間未満	(1,991単位に 1時間を増すごとに+143単位)				
ル 16時間以上20時間未満	(2,572単位に 1時間を増すごとに+152単位)				
ヲ 20時間以上24時間未満	(3,171単位に 1時間を増すごとに+143単位)				

移動介護加算	
イ 1時間未満	(100単位を加算)
ロ 1時間以上2時間未満	(150単位を加算)
ハ 2時間以上3時間未満	(200単位を加算)
ニ 3時間以上	(250単位を加算)

利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)	
	(1回につき 150単位を加算)

改正後報酬体系(案)

基本部分	注 重度障害者等の場合	注 障害程度区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 夜間もしくは早期の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算(仮)	注 特別地域加算(仮)
イ 1時間未満 (〇〇単位)						
ロ 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						
ハ 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)						
ニ 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)						
ホ 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)						
ヘ 3時間以上3時間30分未満 (〇〇単位)	+15/ 100	+7.5/ 100	×200/ 100	夜間もしくは早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	(Ⅰ) 特別養老介護費 人員費、薬費料 高費料のいずれにも 該当する場合 +〇〇/100 (Ⅱ) 特別養老介護費 人員費に該当する 場合 +〇〇/100 (Ⅲ) 特別養老介護費 高費料に該当する 場合 +〇〇/100	×〇〇/ 100
ト 3時間30分以上4時間未満 (〇〇単位)						
チ 4時間以上5時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
リ 5時間以上12時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ル 12時間以上18時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
レ 18時間以上24時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ロ 24時間以上24時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						

移動介護加算	
イ 1時間未満	(〇〇単位を加算)
ロ 1時間以上1時間30分未満	(〇〇単位を加算)
ハ 1時間30分以上2時間未満	(〇〇単位を加算)
ニ 2時間以上2時間30分未満	(〇〇単位を加算)
ホ 2時間30分以上3時間未満	(〇〇単位を加算)
ヘ 3時間以上	(〇〇単位を加算)

×〇〇/
100

初回加算(仮) (〇〇単位を加算)

緊急時対応加算(仮) (1回につき〇〇単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)

○行動援護サービス費

現行報酬体系

基本部分	注 従事者の要件 が基準に満た ない場合	注 2人の行動援 護従事者によ る場合
イ 30分未満 (230単位)	×70/100	×200/100
ロ 30分以上1時間未満 (400単位)		
ハ 1時間以上1時間30分未満 (580単位)		
ニ 1時間30分以上2時間未満 (728単位)		
ホ 2時間以上2時間30分未満 (876単位)		
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,024単位)		
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,172単位)		
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,320単位)		
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,468単位)		
ヌ 4時間30分以上 (1,616単位)		

利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)
(1回につき 150単位を加算)

改正後報酬体系(案)

基本部分	注 従事者の要件が基準に満たない場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 特定事業所加算(仮)	注 特別地域加算(仮)
イ 30分未満 (〇〇単位)				
ロ 30分以上1時間未満 (〇〇単位)				
ハ 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)				
ニ 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)			(I) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100	
ホ 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)				
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)				
ト 3時間以上3時間30分未満 (〇〇単位)				
チ 3時間30分以上4時間未満 (〇〇単位)	×70/100	×200/100	(II) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/100
リ 4時間以上4時間30分未満 (〇〇単位)				
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (〇〇単位)			(III) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	
ル 5時間以上5時間30分未満 (〇〇単位)				
レ 5時間30分以上6時間未満 (〇〇単位)				
ロ 6時間以上6時間30分未満 (〇〇単位)				
カ 6時間30分以上7時間未満 (〇〇単位)				
コ 7時間以上7時間30分未満 (〇〇単位)				
ク 8時間以上 (〇〇単位)				
初回加算(仮) (〇〇単位を加算)				
緊急時対応加算(仮) (1回につき〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)				

○療養介護サービス費

現行報酬体系

基本部分		注	注						
		地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 <small>又は</small>	療養介護計画が作成されない場合				
イ 療養介護サービス費 (I)	(1) 定員40人以下 (904単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100				
	(2) 定員41人以上60人以下 (885単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (868単位)								
	(4) 定員81人以上 (857単位)								
ロ 療養介護サービス費 (II)	(1) 定員40人以下 (659単位)								
	(2) 定員41人以上60人以下 (629単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (604単位)								
	(4) 定員81人以上 (591単位)								
ハ 療養介護サービス費 (III)	(1) 定員40人以下 (521単位)								
	(2) 定員41人以上60人以下 (495単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (484単位)								
	(4) 定員81人以上 (476単位)								
ニ 療養介護サービス費 (IV)	(1) 定員40人以下 (417単位)					×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (385単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (371単位)								
	(4) 定員81人以上 (362単位)								
ホ 療養介護サービス費 (V)	(1) 定員40人以下 (417単位)								
	(2) 定員41人以上60人以下 (385単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (371単位)								
	(4) 定員81人以上 (362単位)								

地域移行加算
(入院中1回、退院後1回を限度として、500単位を加算)

改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注		
		地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されない場合
イ 療養介護サービス費 (I)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)	×965/ 1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ロ 療養介護サービス費 (II)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ハ 療養介護サービス費 (III)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ニ 療養介護サービス費 (IV)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ホ 療養介護サービス費 (V)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
地域移行加算 (入院中1回、退院後1回を限度として、〇〇単位を加算)					
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)					

改正後報酬体系(案)

基本部分		注		注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合		利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士等しくは作業療法士、言語聴覚士又は保健師等の員数が基準を満たさない場合	生活介護計画等が作成されない場合	
イ 生活介護サービス費	(一) 常勤2人以上以下	(1) 夜間費	○○単位	×955/1000	×70/100	×70/100	×85/100
		(2) 夜間費	○○単位				
		(3) 夜間費	○○単位				
		(4) 夜間費	○○単位				
		(5) 夜間費	○○単位				
	(二) 常勤1人以上2人以上	(1) 夜間費	○○単位				
		(2) 夜間費	○○単位				
		(3) 夜間費	○○単位				
		(4) 夜間費	○○単位				
		(5) 夜間費	○○単位				
	(三) 常勤1人以上2人以上	(1) 夜間費	○○単位				
		(2) 夜間費	○○単位				
		(3) 夜間費	○○単位				
		(4) 夜間費	○○単位				
		(5) 夜間費	○○単位				
	(四) 常勤1人以上2人以上	(1) 夜間費	○○単位				
		(2) 夜間費	○○単位				
		(3) 夜間費	○○単位				
		(4) 夜間費	○○単位				
		(5) 夜間費	○○単位				
(五) 常勤2人以上以上	(1) 夜間費	○○単位					
	(2) 夜間費	○○単位					
	(3) 夜間費	○○単位					
	(4) 夜間費	○○単位					
	(5) 夜間費	○○単位					
ロ 高専修施設等介護サービス費			○○単位				
人員配置体制加算 (現)	イ 職員10人以上	(1) 171名未満	1日につき○○単位を加算	×955/1000			
		(2) 23名未満	1日につき○○単位を加算				
	(3) 23.1名未満	1日につき○○単位を加算					
	(4) 29.1名未満	1日につき○○単位を加算					
	(5) 29.1名未満	1日につき○○単位を加算					
施設者門衛員配置加算(仮)		(1日につき○○単位を加算)					
視覚・聴覚等障害者支援体制加算		(1日につき○○単位を加算)					
初期加算		(1日につき○○単位を加算)					
訪問支援特別加算 (月2回を超えて)	(1) 1時間未満	(1回につき○○単位を加算)					
	(2) 1時間以上	(1回につき○○単位を加算)					
事業運営評価加算(仮)		(1日につき○○単位を加算)					
サービスリソース加算(仮)		(1日につき○○単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき○○単位を加算)					
食事提供体制加算		(1日につき○○単位を加算)					

○児童デイサービス費

現行報酬体系

基本部分		注			
イ 児童デイサービス費 (I)	(1) 平均利用人員10人以下/日	(784単位)	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 平均利用人員11人以上20人以下/日	505単位			
	(3) 平均利用人員21人以上/日	396単位			
ロ 児童デイサービス費 (II)	(1) 平均利用人員10人以下/日	(407単位)	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 平均利用人員11人以上20人以下/日	288単位			
	(3) 平均利用人員21人以上/日	281単位			
家庭運搬加算 (月2回を限度)		(1) 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)			
		(2) 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)			
訪問支援特別加算 (月2回を限度)		(1) 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)			
		(2) 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)			
送迎加算		(片道につき 54単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)			

改正後報酬体系(案)

基本部分	
イ 児童デイサービス費 (I)	(1) 定員10人以下 (〇〇単位) (2) 定員11人以上20人以下 (〇〇単位) (3) 定員21人以上 (〇〇単位)
ロ 児童デイサービス費 (II)	(1) 定員10人以下 (〇〇単位) (2) 定員11人以上20人以下 (〇〇単位) (3) 定員21人以上 (〇〇単位)

注			
利用者の数が利用定員を超える場合	又は	指導員若しくは保育士又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	児童デイサービス計画又は基準該当児童デイサービス計画が作成されない場合
×70/100		×70/100	×95/100
			指場費加算(加算) (仮) 1日につき〇〇単位 1日につき〇〇単位 1日につき〇〇単位 1日につき〇〇単位 1日につき〇〇単位 1日につき〇〇単位

福祉専門職員配置加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

家庭連携加算 (月2回を限度)
 (1) 1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)
 (2) 1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)

訪問支援特別加算 (月2回を限度)
 (1) 1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)
 (2) 1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)

事業運営記録加算 (仮) (1回につき〇〇単位を加算)

医療連携体制加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

送迎加算 (片道につき 〇〇単位を加算)

利用者負担上乗額管理加算 (月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)

○短期入所サービス費

現行報酬体系

基本部分		
イ 短期入所サービス費 (I)	(1) 区分6	(890単位)
	(2) 区分5	(757単位)
	(3) 区分4	(624単位)
	(4) 区分3	(562単位)
	(5) 区分1・2	(490単位)
ロ 短期入所サービス費 (II)	(1) 区分3	(757単位)
	(2) 区分2	(593単位)
	(3) 区分1	(490単位)
ハ 短期入所サービス費 (III)		(2,400単位)
ニ 短期入所サービス費 (IV)		(1,400単位)
食事提供体制加算 <div style="text-align: right;">(1日につき 68単位を加算)</div>		

注	
利用者の数が利用定員を超える場合	従業員の員数が基準に満たない場合
$\times 70 / 100$	$\times 70 / 100$

改正後報酬体系(案)

基本部分

イ 短期入所サービス費 (I)	(1) 短期入所 のみの利用の場 合	(一) 区分6	(〇〇単位)
		(二) 区分5	(〇〇単位)
		(三) 区分4	(〇〇単位)
		(四) 区分3	(〇〇単位)
		(五) 区分1・2	(〇〇単位)
	(2) 短期入所 と他の日中活動 系サービスを利用 する場合	(一) 区分6	(〇〇単位)
		(二) 区分5	(〇〇単位)
		(三) 区分4	(〇〇単位)
		(四) 区分3	(〇〇単位)
		(五) 区分1・2	(〇〇単位)
ロ 短期入所サービス費 (II)	(1) 短期入所 のみの利用の場 合	(一) 区分3	(〇〇単位)
		(二) 区分2	(〇〇単位)
		(三) 区分1	(〇〇単位)
	(2) 短期入所 と他の日中活動 系サービスを利用 する場合	(一) 区分3	(〇〇単位)
		(二) 区分2	(〇〇単位)
		(三) 区分1	(〇〇単位)
ハ 短期入所サービス費 (III)	(1) 宿泊を伴う場合	(〇〇単位)	
	(2) 日中のみ利用する場合	(〇〇単位)	
ニ 短期入所サービス費 (IV)	(1) 宿泊を伴う場合	(〇〇単位)	
	(2) 日中のみ利用する場合	(〇〇単位)	
ホ 短期入所サービス費 (V)	(1) 宿泊を伴う場合	(〇〇単位)	
	(2) 日中のみ利用する場合	(〇〇単位)	

注	
利用者の数が 利用定員を超 える場合	従業員の数 が基準に満た ない場合
×70/100	×70/100

短期利用加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)
重度障害者支援加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)
単独型加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)
医療連携体制加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)
栄養士配置加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)
ロ 栄養士配置加算(II)	(1日につき 〇〇単位を加算)
ハ 栄養士配置加算(III)	(1日につき 〇〇単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 〇〇単位を加算)
食事提供体制加算	(1日につき 〇〇単位を加算)

○重度障害者等包括支援サービス費

現行報酬体系

基本部分		注	注
イ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合			
ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合			
基本部分		注	注
イ (1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超えない範囲)	4時間につき (700単位)	2人の居宅介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合
イ (2) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超える範囲)	4時間につき (682単位)	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
ロ 短期入所	1日につき (890単位)		
ハ 共同生活介護	1日につき (541単位)		

改正後報酬体系(案)

基本部分

- イ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合
- ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合

基本部分		注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場合	注 特別地域加 算 (仮)
イ (1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超えない範囲)	4時間につき (〇〇単位)			
イ (2) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超える範囲)	4時間につき (〇〇単位)	×200/ 100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×〇〇/100
ロ 短期入所	1日につき (〇〇単位)			
ハ 共同生活介護	1日につき (〇〇単位)			

○共同生活介護サービス費

現行報酬体系

基本部分	注		注	
	大規模住居加算		要介護人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が高標準に満たない場合	共同生活介護計画が作成されていない場合
共同生活介護サービス費	1) 基本費	1,444単位	x 70/100	x 95/100
	2) 昼間費	113単位		
	3) 夜間費	204単位	x 95/100	x 95/100
	4) 夜間費	273単位		
	5) 夜間費	273単位	x 95/100	x 95/100
	6) 夜間費	273単位		
注：基本費の標準的員数(要介護者1名につき)は1名、要介護者2名以上は2名とする。				
注：要介護者2名以上は2名とする。				

共同生活介護サービス費	要介護者1名	1) 基本費	1,444単位	1) 要介護者1名	17単位を加算
		2) 昼間費	113単位	2) 要介護者2名	27単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者2名	3) 夜間費	204単位	3) 要介護者3名	37単位を加算
		4) 夜間費	273単位	4) 要介護者4名	47単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者3名	5) 夜間費	273単位	5) 要介護者5名	57単位を加算
		6) 夜間費	273単位	6) 要介護者6名	67単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者4名	7) 夜間費	273単位	7) 要介護者7名	77単位を加算
		8) 夜間費	273単位	8) 要介護者8名	87単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者5名	9) 夜間費	273単位	9) 要介護者9名	97単位を加算
		10) 夜間費	273単位	10) 要介護者10名	107単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者6名	11) 夜間費	273単位	11) 要介護者11名	117単位を加算
		12) 夜間費	273単位	12) 要介護者12名	127単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者7名	13) 夜間費	273単位	13) 要介護者13名	137単位を加算
		14) 夜間費	273単位	14) 要介護者14名	147単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者8名	15) 夜間費	273単位	15) 要介護者15名	157単位を加算
		16) 夜間費	273単位	16) 要介護者16名	167単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者9名	17) 夜間費	273単位	17) 要介護者17名	177単位を加算
		18) 夜間費	273単位	18) 要介護者18名	187単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者10名	19) 夜間費	273単位	19) 要介護者19名	197単位を加算
		20) 夜間費	273単位	20) 要介護者20名	207単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者11名	21) 夜間費	273単位	21) 要介護者21名	217単位を加算
		22) 夜間費	273単位	22) 要介護者22名	227単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者12名	23) 夜間費	273単位	23) 要介護者23名	237単位を加算
		24) 夜間費	273単位	24) 要介護者24名	247単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者13名	25) 夜間費	273単位	25) 要介護者25名	257単位を加算
		26) 夜間費	273単位	26) 要介護者26名	267単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者14名	27) 夜間費	273単位	27) 要介護者27名	277単位を加算
		28) 夜間費	273単位	28) 要介護者28名	287単位を加算
共同生活介護サービス費	要介護者15名	29) 夜間費	273単位	29) 要介護者29名	297単位を加算
		30) 夜間費	273単位	30) 要介護者30名	307単位を加算

施設運営者支援加算	(1日につき 26単位を加算)
自治体運営者支援加算	(1日につき 51単位を加算)
自立生活支援加算	(支援を行った日から180日を限度として、1日につき 14単位を加算)
入居時支援特別加算(1回未満)	イ 入居開始が3日以上7日未満 (1回につき 551単位を加算) ロ 入居開始が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)
退宅時支援加算(1回未満)	イ 退宅開始が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 退宅開始が7日以上 (1回につき 374単位を加算)
要介護者入院時特別加算	イ ロ以外 (1日につき 122単位) ロ 医療的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合 (1日につき 74単位)
長期療養時特別加算	イ ロ以外 (1日につき 40単位) イ 医療的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合 (1日につき 25単位)
介護職員処遇改善加算	介護職員 (1日につき 37単位を加算) 介護職員 (1日につき 37単位を加算)

大規模住居加算	要介護者1名	1) 基本費	1,444単位	1) 要介護者1名	17単位を加算
		2) 昼間費	113単位	2) 要介護者2名	27単位を加算
大規模住居加算	要介護者2名	3) 夜間費	204単位	3) 要介護者3名	37単位を加算
		4) 夜間費	273単位	4) 要介護者4名	47単位を加算
大規模住居加算	要介護者3名	5) 夜間費	273単位	5) 要介護者5名	57単位を加算
		6) 夜間費	273単位	6) 要介護者6名	67単位を加算
大規模住居加算	要介護者4名	7) 夜間費	273単位	7) 要介護者7名	77単位を加算
		8) 夜間費	273単位	8) 要介護者8名	87単位を加算
大規模住居加算	要介護者5名	9) 夜間費	273単位	9) 要介護者9名	97単位を加算
		10) 夜間費	273単位	10) 要介護者10名	107単位を加算
大規模住居加算	要介護者6名	11) 夜間費	273単位	11) 要介護者11名	117単位を加算
		12) 夜間費	273単位	12) 要介護者12名	127単位を加算
大規模住居加算	要介護者7名	13) 夜間費	273単位	13) 要介護者13名	137単位を加算
		14) 夜間費	273単位	14) 要介護者14名	147単位を加算
大規模住居加算	要介護者8名	15) 夜間費	273単位	15) 要介護者15名	157単位を加算
		16) 夜間費	273単位	16) 要介護者16名	167単位を加算
大規模住居加算	要介護者9名	17) 夜間費	273単位	17) 要介護者17名	177単位を加算
		18) 夜間費	273単位	18) 要介護者18名	187単位を加算
大規模住居加算	要介護者10名	19) 夜間費	273単位	19) 要介護者19名	197単位を加算
		20) 夜間費	273単位	20) 要介護者20名	207単位を加算
大規模住居加算	要介護者11名	21) 夜間費	273単位	21) 要介護者21名	217単位を加算
		22) 夜間費	273単位	22) 要介護者22名	227単位を加算
大規模住居加算	要介護者12名	23) 夜間費	273単位	23) 要介護者23名	237単位を加算
		24) 夜間費	273単位	24) 要介護者24名	247単位を加算
大規模住居加算	要介護者13名	25) 夜間費	273単位	25) 要介護者25名	257単位を加算
		26) 夜間費	273単位	26) 要介護者26名	267単位を加算
大規模住居加算	要介護者14名	27) 夜間費	273単位	27) 要介護者27名	277単位を加算
		28) 夜間費	273単位	28) 要介護者28名	287単位を加算
大規模住居加算	要介護者15名	29) 夜間費	273単位	29) 要介護者29名	297単位を加算
		30) 夜間費	273単位	30) 要介護者30名	307単位を加算

改正後報酬体系(案)

	注	
基本部分	大原職住居費算	出社人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が標準に満たない場合 共同生活介護計画が作成されていない場合
(1) 介護職員等(1名)	1.00単位	入居員数が 8人以上 ×0.00/100
(2) 介護職員等(2名)	2.00単位	
(3) 介護職員等(3名)	3.00単位	
(4) 介護職員等(4名)	4.00単位	
(5) 介護職員等(5名)	5.00単位	
(6) 介護職員等(6名)	6.00単位	
(7) 介護職員等(7名)	7.00単位	
(8) 介護職員等(8名)	8.00単位	
(9) 介護職員等(9名)	9.00単位	
(10) 介護職員等(10名)	10.00単位	
(11) 介護職員等(11名)	11.00単位	
(12) 介護職員等(12名)	12.00単位	
(13) 介護職員等(13名)	13.00単位	
(14) 介護職員等(14名)	14.00単位	
(15) 介護職員等(15名)	15.00単位	
(16) 介護職員等(16名)	16.00単位	
(17) 介護職員等(17名)	17.00単位	
(18) 介護職員等(18名)	18.00単位	
(19) 介護職員等(19名)	19.00単位	
(20) 介護職員等(20名)	20.00単位	
(21) 介護職員等(21名)	21.00単位	
(22) 介護職員等(22名)	22.00単位	
(23) 介護職員等(23名)	23.00単位	
(24) 介護職員等(24名)	24.00単位	
(25) 介護職員等(25名)	25.00単位	
(26) 介護職員等(26名)	26.00単位	
(27) 介護職員等(27名)	27.00単位	
(28) 介護職員等(28名)	28.00単位	
(29) 介護職員等(29名)	29.00単位	
(30) 介護職員等(30名)	30.00単位	
(31) 介護職員等(31名)	31.00単位	
(32) 介護職員等(32名)	32.00単位	
(33) 介護職員等(33名)	33.00単位	
(34) 介護職員等(34名)	34.00単位	
(35) 介護職員等(35名)	35.00単位	
(36) 介護職員等(36名)	36.00単位	
(37) 介護職員等(37名)	37.00単位	
(38) 介護職員等(38名)	38.00単位	
(39) 介護職員等(39名)	39.00単位	
(40) 介護職員等(40名)	40.00単位	
(41) 介護職員等(41名)	41.00単位	
(42) 介護職員等(42名)	42.00単位	
(43) 介護職員等(43名)	43.00単位	
(44) 介護職員等(44名)	44.00単位	
(45) 介護職員等(45名)	45.00単位	
(46) 介護職員等(46名)	46.00単位	
(47) 介護職員等(47名)	47.00単位	
(48) 介護職員等(48名)	48.00単位	
(49) 介護職員等(49名)	49.00単位	
(50) 介護職員等(50名)	50.00単位	
(51) 介護職員等(51名)	51.00単位	
(52) 介護職員等(52名)	52.00単位	
(53) 介護職員等(53名)	53.00単位	
(54) 介護職員等(54名)	54.00単位	
(55) 介護職員等(55名)	55.00単位	
(56) 介護職員等(56名)	56.00単位	
(57) 介護職員等(57名)	57.00単位	
(58) 介護職員等(58名)	58.00単位	
(59) 介護職員等(59名)	59.00単位	
(60) 介護職員等(60名)	60.00単位	
(61) 介護職員等(61名)	61.00単位	
(62) 介護職員等(62名)	62.00単位	
(63) 介護職員等(63名)	63.00単位	
(64) 介護職員等(64名)	64.00単位	
(65) 介護職員等(65名)	65.00単位	
(66) 介護職員等(66名)	66.00単位	
(67) 介護職員等(67名)	67.00単位	
(68) 介護職員等(68名)	68.00単位	
(69) 介護職員等(69名)	69.00単位	
(70) 介護職員等(70名)	70.00単位	
(71) 介護職員等(71名)	71.00単位	
(72) 介護職員等(72名)	72.00単位	
(73) 介護職員等(73名)	73.00単位	
(74) 介護職員等(74名)	74.00単位	
(75) 介護職員等(75名)	75.00単位	
(76) 介護職員等(76名)	76.00単位	
(77) 介護職員等(77名)	77.00単位	
(78) 介護職員等(78名)	78.00単位	
(79) 介護職員等(79名)	79.00単位	
(80) 介護職員等(80名)	80.00単位	
(81) 介護職員等(81名)	81.00単位	
(82) 介護職員等(82名)	82.00単位	
(83) 介護職員等(83名)	83.00単位	
(84) 介護職員等(84名)	84.00単位	
(85) 介護職員等(85名)	85.00単位	
(86) 介護職員等(86名)	86.00単位	
(87) 介護職員等(87名)	87.00単位	
(88) 介護職員等(88名)	88.00単位	
(89) 介護職員等(89名)	89.00単位	
(90) 介護職員等(90名)	90.00単位	
(91) 介護職員等(91名)	91.00単位	
(92) 介護職員等(92名)	92.00単位	
(93) 介護職員等(93名)	93.00単位	
(94) 介護職員等(94名)	94.00単位	
(95) 介護職員等(95名)	95.00単位	
(96) 介護職員等(96名)	96.00単位	
(97) 介護職員等(97名)	97.00単位	
(98) 介護職員等(98名)	98.00単位	
(99) 介護職員等(99名)	99.00単位	
(100) 介護職員等(100名)	100.00単位	

施設管理費(施設費) (1日につき〇〇単位を加算)

(一) 特別支援学級等(1名)	1.00単位	1.00単位	〇〇単位を加算
(二) 特別支援学級等(2名)	2.00単位	2.00単位	〇〇単位を加算
(三) 特別支援学級等(3名)	3.00単位	3.00単位	〇〇単位を加算
(四) 特別支援学級等(4名)	4.00単位	4.00単位	〇〇単位を加算
(五) 特別支援学級等(5名)	5.00単位	5.00単位	〇〇単位を加算
(六) 特別支援学級等(6名)	6.00単位	6.00単位	〇〇単位を加算
(七) 特別支援学級等(7名)	7.00単位	7.00単位	〇〇単位を加算
(八) 特別支援学級等(8名)	8.00単位	8.00単位	〇〇単位を加算
(九) 特別支援学級等(9名)	9.00単位	9.00単位	〇〇単位を加算
(十) 特別支援学級等(10名)	10.00単位	10.00単位	〇〇単位を加算
(十一) 特別支援学級等(11名)	11.00単位	11.00単位	〇〇単位を加算
(十二) 特別支援学級等(12名)	12.00単位	12.00単位	〇〇単位を加算
(十三) 特別支援学級等(13名)	13.00単位	13.00単位	〇〇単位を加算
(十四) 特別支援学級等(14名)	14.00単位	14.00単位	〇〇単位を加算
(十五) 特別支援学級等(15名)	15.00単位	15.00単位	〇〇単位を加算
(十六) 特別支援学級等(16名)	16.00単位	16.00単位	〇〇単位を加算
(十七) 特別支援学級等(17名)	17.00単位	17.00単位	〇〇単位を加算
(十八) 特別支援学級等(18名)	18.00単位	18.00単位	〇〇単位を加算
(十九) 特別支援学級等(19名)	19.00単位	19.00単位	〇〇単位を加算
(二十) 特別支援学級等(20名)	20.00単位	20.00単位	〇〇単位を加算
(二十一) 特別支援学級等(21名)	21.00単位	21.00単位	〇〇単位を加算
(二十二) 特別支援学級等(22名)	22.00単位	22.00単位	〇〇単位を加算
(二十三) 特別支援学級等(23名)	23.00単位	23.00単位	〇〇単位を加算
(二十四) 特別支援学級等(24名)	24.00単位	24.00単位	〇〇単位を加算
(二十五) 特別支援学級等(25名)	25.00単位	25.00単位	〇〇単位を加算
(二十六) 特別支援学級等(26名)	26.00単位	26.00単位	〇〇単位を加算
(二十七) 特別支援学級等(27名)	27.00単位	27.00単位	〇〇単位を加算
(二十八) 特別支援学級等(28名)	28.00単位	28.00単位	〇〇単位を加算
(二十九) 特別支援学級等(29名)	29.00単位	29.00単位	〇〇単位を加算
(三十) 特別支援学級等(30名)	30.00単位	30.00単位	〇〇単位を加算
(三十一) 特別支援学級等(31名)	31.00単位	31.00単位	〇〇単位を加算
(三十二) 特別支援学級等(32名)	32.00単位	32.00単位	〇〇単位を加算
(三十三) 特別支援学級等(33名)	33.00単位	33.00単位	〇〇単位を加算
(三十四) 特別支援学級等(34名)	34.00単位	34.00単位	〇〇単位を加算
(三十五) 特別支援学級等(35名)	35.00単位	35.00単位	〇〇単位を加算
(三十六) 特別支援学級等(36名)	36.00単位	36.00単位	〇〇単位を加算
(三十七) 特別支援学級等(37名)	37.00単位	37.00単位	〇〇単位を加算
(三十八) 特別支援学級等(38名)	38.00単位	38.00単位	〇〇単位を加算
(三十九) 特別支援学級等(39名)	39.00単位	39.00単位	〇〇単位を加算
(四十) 特別支援学級等(40名)	40.00単位	40.00単位	〇〇単位を加算
(四十一) 特別支援学級等(41名)	41.00単位	41.00単位	〇〇単位を加算
(四十二) 特別支援学級等(42名)	42.00単位	42.00単位	〇〇単位を加算
(四十三) 特別支援学級等(43名)	43.00単位	43.00単位	〇〇単位を加算
(四十四) 特別支援学級等(44名)	44.00単位	44.00単位	〇〇単位を加算
(四十五) 特別支援学級等(45名)	45.00単位	45.00単位	〇〇単位を加算
(四十六) 特別支援学級等(46名)	46.00単位	46.00単位	〇〇単位を加算
(四十七) 特別支援学級等(47名)	47.00単位	47.00単位	〇〇単位を加算
(四十八) 特別支援学級等(48名)	48.00単位	48.00単位	〇〇単位を加算
(四十九) 特別支援学級等(49名)	49.00単位	49.00単位	〇〇単位を加算
(五十) 特別支援学級等(50名)	50.00単位	50.00単位	〇〇単位を加算

職員研修費(研修費) (1日につき〇〇単位を加算)

食事支援加算(食) (1日につき〇〇単位を加算)

自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき〇〇単位を加算)

入居時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入居期間が3日以上7日未満 (1回につき〇〇単位を加算)	
	ロ 入居期間が7日以上 (1回につき〇〇単位を加算)	

退室時支援加算(月1回を限度)	イ 退室期間が3日以上7日未満 (1回につき〇〇単位を加算)	
	ロ 退室期間が7日以上 (1回につき〇〇単位を加算)	

長期入居時支援特別加算	イ ロ以外 (1日につき〇〇単位を加算)	
	ロ 経済的困窮介護利用施設認定共同生活介護利用者の場合 (1日につき〇〇単位を加算)	

長期退室時支援加算	イ ロ以外 (1日につき〇〇単位を加算)	
	ロ 経済的困窮介護利用施設認定共同生活介護利用者の場合 (1日につき〇〇単位を加算)	

施設管理費(施設費) (1日につき〇〇単位を加算)

改正後報酬体系(案)

基本料分		注	注																	
		地方公共団体が設置する指定科運営支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>定員20人以下</td><td>(1) 定員8</td><td>(100単位)</td></tr> <tr><td></td><td>(2) 定員5</td><td>(100単位)</td></tr> <tr><td></td><td>(4) 定員4</td><td>(100単位)</td></tr> <tr><td></td><td>(4) 定員3</td><td>(100単位)</td></tr> <tr><td></td><td>(5) 定員2以下(本料金の算定額)</td><td>(100単位)</td></tr> </table>	定員20人以下	(1) 定員8	(100単位)		(2) 定員5	(100単位)		(4) 定員4	(100単位)		(4) 定員3	(100単位)		(5) 定員2以下(本料金の算定額)	(100単位)	×955/1000	×70/100	×95/100	×95/100
定員20人以下	(1) 定員8	(100単位)																		
	(2) 定員5	(100単位)																		
	(4) 定員4	(100単位)																		
	(4) 定員3	(100単位)																		
	(5) 定員2以下(本料金の算定額)	(100単位)																		
	定員41人以上80人以下	(1) 定員8	(100単位)																	
		(2) 定員5	(100単位)																	
		(4) 定員4	(100単位)																	
		(4) 定員3	(100単位)																	
		(5) 定員2以下(本料金の算定額)	(100単位)																	
	定員81人以上100人以下	(1) 定員8	(100単位)																	
		(2) 定員5	(100単位)																	
		(4) 定員4	(100単位)																	
		(4) 定員3	(100単位)																	
		(5) 定員2以下(本料金の算定額)	(100単位)																	
	定員101人以上	(1) 定員8	(100単位)																	
		(2) 定員5	(100単位)																	
		(4) 定員4	(100単位)																	
		(4) 定員3	(100単位)																	
		(5) 定員2以下(本料金の算定額)	(100単位)																	
人員配置特別加算(注)	定員60人以下	(1日につき)〇〇単位を加算	×955/1000																	
	定員61人以上	(1日につき)〇〇単位を加算																		
施設障害者支援加算	(1) 施設障害者支援加算(1)	(1日につき) 〇〇単位を加算	注 一定の条件を満たす場合、+〇〇単位																	
	(2) 施設障害者支援加算(2)	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	(3) 施設障害者支援加算(3)	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	(4) 施設障害者支援加算(4)	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	(5) 施設障害者支援加算(5)	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
施設整備特別加算(注)		(1日につき)〇〇単位を加算																		
人員配置特別加算(注)		(1日につき)〇〇単位を加算																		
入院・外泊加算	(1) 定員60人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算	×965/1000																	
	(2) 定員61人以上80人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	(3) 定員81人以上	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
入院時支援特別加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき) 〇〇単位を加算	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可																	
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき) 〇〇単位を加算																		
長期入院等支援加算	(1) 定員60人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算	×965/1000																	
	(2) 定員61人以上80人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	(3) 定員81人以上	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
地域移行加算		(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)																		
介護職員加算(注)		(1日につき)〇〇単位を加算																		
施設整備特別加算(注)	① 住居施設等整備加算(1)	(1日につき)〇〇単位を加算																		
	② 住居施設等整備加算(2)	(1日につき)〇〇単位を加算																		
定員配置特別加算(注)	① 定員20人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算	注 3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に充て1日につき、左記のとりの単位を算定																	
	② 定員41人以上80人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	③ 定員61人以上80人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	④ 定員81人以上	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑤ 定員20人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑥ 定員41人以上80人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑦ 定員61人以上80人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑧ 定員81人以上	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑨ 定員20人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑩ 定員41人以上80人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑪ 定員61人以上80人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑫ 定員81人以上	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑬ 定員20人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑭ 定員41人以上80人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑮ 定員61人以上80人以下	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
	⑯ 定員81人以上	(1日につき) 〇〇単位を加算																		
事業マネジメント加算(注)		(1日につき)〇〇単位を加算																		
施設維持加算(注)		(1日につき)〇〇単位を加算																		
障がい児加算(注)		(1日につき)〇〇単位を加算																		
児童福祉加算(注)		(1日につき)〇〇単位を加算																		

○機能訓練サービス費

現行報酬体系

基本部分			注	注				
			地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下 (668単位)		×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	
	(2) 定員41人以上60人以下 (836単位)							
	(3) 定員61人以上80人以下 (809単位)							
	(4) 定員81人以上 (572単位)							
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (157単位)							
	(2) 1時間以上 (280単位)							
ハ 基準該当機能訓練サービス費	(668単位)							

- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき1単位を加算)
- 新事業移行時特別加算 (当該指定を受け当日から30日を限度として、1日につき3単位を加算)
- 初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき10単位を加算)
- 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき10単位を加算)
- 食事提供体制加算 (1日につき2単位を加算)

改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注													
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算										
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">(1) 定員20人以下</td><td style="width: 10%;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(2) 定員21人以上40人以下</td><td>(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(3) 定員41人以上60人以下</td><td>(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(4) 定員61人以上80人以下</td><td>(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(5) 定員81人以上</td><td>(〇〇単位)</td></tr> </table>	(1) 定員20人以下	(〇〇単位)	(2) 定員21人以上40人以下	(〇〇単位)	(3) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位)	(4) 定員61人以上80人以下	(〇〇単位)	(5) 定員81人以上	(〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
(1) 定員20人以下	(〇〇単位)															
(2) 定員21人以上40人以下	(〇〇単位)															
(3) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位)															
(4) 定員61人以上80人以下	(〇〇単位)															
(5) 定員81人以上	(〇〇単位)															
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">(1) 1時間未満</td><td style="width: 10%;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(2) 1時間以上2時間未満</td><td>(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(3) 2時間以上</td><td>(〇〇単位)</td></tr> </table>	(1) 1時間未満	(〇〇単位)	(2) 1時間以上2時間未満	(〇〇単位)	(3) 2時間以上	(〇〇単位)									
(1) 1時間未満	(〇〇単位)															
(2) 1時間以上2時間未満	(〇〇単位)															
(3) 2時間以上	(〇〇単位)															
ハ 基準該当機能訓練サービス費 (〇〇単位)																
福祉専門職員配置加算(仮)																
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)																
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)																
事業運営配慮加算(仮)																
リハビリテーション加算(仮)																
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)																
食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)																

○生活訓練サービス費

現行報酬体系

基本部分		注	注				
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	
生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員50人以下	(555単位)	×966/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
	(2) 定員51人以上80人以下	(645単位)					
	(3) 定員81人以上100人以下	(800単位)					
	(4) 定員101人以上	(972単位)					
生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 時間未満	(177単位)					
	(2) 時間以上	(200単位)					
＝ 基準該当生活訓練サービス費		(658単位)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 41単位を加算)					
新事業移行特別加算		(当該事業を開始した日から30日を限度として、1日につき 48単位を加算)					
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ)	(1日につき 180単位を加算)					
	ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	(1日につき 115単位を加算)					
利用者負担上乗額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき 68単位を加算)					
	ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	(1日につき 42単位を加算)					
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算	(1日につき 180単位を加算)					
	ロ 精神障害者退院支援施設加算	(1日につき 115単位を加算)					

改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数 が利用定員 を超える場 合	生活支援員、地域 移行支援員又は サービス管理責任 者の員数が基準に 満たない場合	自立訓練(生 活訓練)計画 等が作成され ていない場合	標準利用期 間超過減算
		×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	① 定員20人以下 (〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
	② 定員21人以上40人以下 (〇〇単位)					
	③ 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)					
	④ 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)					
	⑤ 定員81人以上 (〇〇単位)					
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	① 1日前未満 (〇〇単位)					
	② 1日前以上2時間未満 (〇〇単位)					
	③ 2時間以上 (〇〇単位)					
ニ 基準該当生活訓練サービス費 (〇〇単位)						
福祉専門職員配置加算(Ⅰ)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
事業運営促進加算(Ⅰ)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
産業連携体制加算(Ⅰ)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 〇〇単位を加算)				
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				

○宿泊型自立訓練サービス費

現行報酬体系

基本部分		注		
小児生活訓練サービス費(通)	(1) 利用期間が1年以内の場合 (2) 単位 (2) 利用期間が1年を超える場合 (1) 単位	利用者の数が 利用定員を超 える場合	生活支援員、地 域移行支援員又 はサービス管理 責任者の員数が 基準を満たさ ない場合	自立訓練(生 活訓練)計画 等が作成さ れていない 場合
		x70/100	x70/100	x95/100
新事業移行時特別加算 (当該措置を受けた日から30日を限度として、1日につき、40単位を加算)				
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)				
食事提供体制加算 (1日につき、42単位を加算)				

改正後報酬体系(案)

基本部分	
生活訓練サービス費(Ⅲ) (1) 利用期間が2年以内の場合 (○○単位) (2) 利用期間が2年を超える場合 (○○単位)	×70/100
福祉専門職員配置加算(Ⅳ) (1日につき ○○単位を加算)	
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき ○○単位を加算)	
日中支援加算(Ⅴ) (1日につき○○単位を加算)	
通勤者生活支援加算(Ⅵ) (1日につき ○○単位を加算)	
入院時支援特別加算(Ⅶ)(回を限度) (1) 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき ○○単位を加算) (2) 入院期間が7日以上 (1回につき ○○単位を加算)	
帰宅時支援加算(Ⅷ)(回を限度) (1) 外出期間が3日以上7日未満 (1回につき ○○単位を加算) (2) 外出期間が7日以上 (1回につき ○○単位を加算)	
長期入院時支援特別加算 (1日につき ○○単位を加算)	
長期病児時支援加算 (1日につき ○○単位を加算)	
退所時特別支援加算(Ⅸ) (入所中1回、退所後1回を限度として、○○単位を加算)	
保護観察所等連携加算(Ⅹ) (1日につき○○単位を加算)	
食事提供体制加算 (1日につき ○○単位を加算)	

注		
利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合
×70/100	×70/100	×95/100

○就労移行支援サービス費

現行報酬体系

	注	注				
基本部分	地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	
イ 就労移行支援サービス費 (1)	(1) 定員40人以下 (789単位)	x965/1000	x70/100	x70/100	x95/100	
(2) 定員41人以上60人以下 (737単位)	x95/100					
(3) 定員61人以上80人以下 (683単位)						x95/100
(4) 定員81人以上 (657単位)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき、41単位を加算)						
就労移行支援体制加算 (1日につき、26単位を加算)						
初年度移行時特別加算 (当該補定を受けた日から30日を限度として、1日につき、18単位を加算)						
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき、30単位を加算)						
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)					
食事提供体制加算 (1日につき、42単位を加算)						
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)					

改正後報酬体系(案)

基本部分

(イ) 就労移行支援サービス費(1)	(1)定員20人以下	(〇〇単位)
	(2)定員21人以上40人以下	(〇〇単位)
	(3)定員41人以上60人以下	(〇〇単位)
	(4)定員61人以上80人以下	(〇〇単位)
	(5)定員81人以上	(〇〇単位)

注
地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合

x965/1000

注			
利用者の数 が利用定員を 超える場合	職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
x70/100	x70/100	x95/100	x95/100

福祉専門職員配置加算(16)
(1日につき 〇〇単位を加算)

就労支援関係研修修了加算(16)
(1日につき 〇〇単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
(1日につき 〇〇単位を加算)

初期加算
(利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)

事業運営改善加算(16)
(1日につき 〇〇単位を加算)

就労移行支援体制加算	(1) 前年度の定着率が5%以上、割合が未満の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)
	(2) 前年度の定着率が1割5分以上2割6分未満の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)
	(3) 前年度の定着率が2割5分以上3割6分未満の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)
	(4) 前年度の定着率が3割5分以上4割6分未満の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)
	(5) 前年度の定着率が4割6分以上の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)

施設別就労加算(16)
(1日につき 〇〇単位を加算)

医療連携体制加算(16)
(1日につき 〇〇単位を加算)

精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(1)	(1日につき 〇〇単位を加算)
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(2)	(1日につき 〇〇単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)
(1回につき 〇〇単位を加算)

食事提供体制加算
(1日につき 〇〇単位を加算)

○就労移行支援(養成)サービス費

現行報酬体系

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	注			
			利用者の数 が利用定員 を超える場 合	又は 職業指導員若 しくは生活支 援員、就労支 援員又はサー ビス管理責任 者の員数が基 準に満たない 場合	就労移行支 援計画等が 作成されて いない場合	標準利用期 間超過減算
日 就労移行支援 サービス費(1日)	(1)定員40人以下 (476単位)	x665/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100	x 95/100
	(2)定員41人以上50人以下 (448単位)					
	(3)定員51人以上80人以下 (402単位)					
	(4)定員81人以上 (380単位)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 41単位を加算)						
就労移行支援体制加算 (1日につき 26単位を加算)						
新事業移行特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 48単位を加算)						
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)						
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)					
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)						
食事提供体制加算 (1日につき 42単位を加算)						

改正後報酬体系(案)

基本部分

① 就労移行支援サービス費 (1) 定員20人以下 (11)	(〇〇単位)
(2) 定員21人以上49人以下	(〇〇単位)
(3) 定員50人以上99人以下	(〇〇単位)
(4) 定員100人以上499人以下	(〇〇単位)
(5) 定員500人以上	(〇〇単位)

注
地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合

注		注	注	注
利用者の数が利用定員を超える場合	×	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が標準に満たない場合	×	就労移行支援計画等が作成されていない場合
$\times 965/1000$		$\times 70/100$		$\times 95/100$
		$\times 70/100$		$\times 95/100$

福祉専門職員配置加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

就労支援関係研修加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき〇〇単位を加算)

初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき〇〇単位を加算)

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)
-------------------	--

事業運営配慮加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

就労移行支援体制加算	(1) 前年度の定着率が5分以上8分未満の場合 (1日につき〇〇単位を加算) (2) 前年度の定着率が8分以上9分未満の場合 (1日につき〇〇単位を加算) (3) 前年度の定着率が9分以上10分未満の場合 (1日につき〇〇単位を加算) (4) 前年度の定着率が10分以上11分未満の場合 (1日につき〇〇単位を加算) (5) 前年度の定着率が11分以上の場合 (1日につき〇〇単位を加算)
------------	--

医療連携体制加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)

食事提供体制加算 (1日につき〇〇単位を加算)

○就労継続支援A型サービス費

現行報酬体系

基本部分		注	注		
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数 が利用定員 を超える場 合	又は 職業指導員若 しくは生活支 援員又はサー ビス管理責任 者の員数が基 準に満たない 場合	就労継続支 援A型計画 等が作成さ れていない 場合
一 定員40人以下	(40単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100
二 定員41人以上60人以下	(44単位)				
三 定員61人以上80人以下	(48単位)				
四 定員81人以上	(52単位)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算					
					(1日につき41単位を加算)
就労移行支援体制加算					
					(1日につき26単位を加算)
新事業移行時特別加算					
					(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)
初期加算					
					(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
訪問支援特別加算(月2回を限度)					
(1)1時間未満	(1回につき87単位を加算)				
(2)1時間以上	(1回につき80単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)					
					(1回につき50単位を加算)
食事提供体制加算					
					(1日につき42単位を加算)

改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注		
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合
(7.5.1)	(1)定員20人以下	x965/1000	x70/100	x70/100	x95/100
	(2)定員21人以上40人以下				
	(3)定員41人以上60人以下				
	(4)定員61人以上80人以下				
	(5)定員81人以上				
(10.1)	(1)定員20人以下	x965/1000	x70/100	x70/100	x95/100
	(2)定員21人以上40人以下				
	(3)定員41人以上60人以下				
	(4)定員61人以上80人以下				
	(5)定員81人以上				
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき ○○単位を加算)			
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき ○○単位を加算)			
(仮)	(1)定員20人以下	(1日につき ○○単位を加算)	(1日につき ○○単位を加算)	(1日につき ○○単位を加算)	(1日につき ○○単位を加算)
	(2)定員21人以上40人以下				
	(3)定員41人以上60人以下				
	(4)定員61人以上80人以下				
	(5)定員81人以上				
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき ○○単位を加算)			
(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき ○○単位を加算)			
	(2)1時間以上	(1回につき ○○単位を加算)			
事業運営円滑加算(仮)		(1日につき ○○単位を加算)			
就労移行支援体制加算		(1日につき ○○単位を加算)			
施設外就労加算(仮)		(1日につき ○○単位を加算)			
医療連携体制加算(仮)		(1日につき ○○単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき ○○単位を加算)			
食事提供体制加算		(1日につき ○○単位を加算)			

○就労継続支援B型サービス費

現行報酬体系

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 職業指導員等しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	注 就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	注 商業観測加算
Ⅰ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上50人以下 (3)定員51人以上60人以下 (4)定員61人以上					
Ⅱ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上50人以下 (3)定員51人以上60人以下 (4)定員61人以上	x665/1000	x70/100	x70/100	x66/100	
Ⅲ 基準該当就労継続支援B型サービス費	(-)					
復讐・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 31単位を加算)						
就労移行支援体制加算 (1日につき 13単位を加算)						
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算(Ⅰ) (1日につき 26単位を加算) ロ 目標工賃達成加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算)					
新事業移行制加算 (当該制度を受け入れた日から30日を限度として、1日につき 88単位を加算)						
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)						
食事提供体制加算 (1日につき 42単位を加算)						

改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注		
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援日型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員もしくは生活支援員又はソーシャル管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援日型事業所等が作成されていない場合
7. 就労継続支援日型サービス費(イ)	(1)定員20人以下	x065/1000	x70/100	x70/100	x95/100
	(2)定員21人以上40人以下				
	(3)定員41人以上60人以下				
	(4)定員61人以上80人以下				
	(5)定員81人以上				
	(6)定員20人以下				
	(7)定員21人以上40人以下				
	(8)定員41人以上60人以下				
	(9)定員61人以上80人以下				
	(10)定員81人以上				
ハ 基準該当就労継続支援日型サービス費					
福祉専門職員配置加算(イ)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算					
利用者支援体制加算(イ)	(イ)定員20人以下	(1日につき ○○単位を加算)			
	(ロ)定員21人以上40人以下				
	(ハ)定員41人以上60人以下				
	(ニ)定員61人以上80人以下				
	(ホ)定員81人以上				
初期加算					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)時間未満				
	(2)1時間以上				
事業運営加算(イ)					
就労移行支援体制加算					
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算(Ⅰ)				
	ロ 目標工賃達成加算(Ⅱ)				
目標工賃達成加算職員加算(イ)	(イ)定員20人以下	(1日につき○○単位を加算)			
	(ロ)定員21人以上40人以下				
	(ハ)定員41人以上60人以下				
	(ニ)定員61人以上80人以下				
	(ホ)定員81人以上				
施設外就労加算(イ)					
肉離れ加算(イ)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)					
食事提供体制加算					

○共同生活援助サービス費

現行報酬体系

	注	注																																			
基本部分	大規模住居減算	世帯主又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合																																		
※ 共同生活援助サービス費 (1)	入居定員が8人以上 x 90/100	x 70/100	x 95/100																																		
□ 共同生活援助サービス費 (2)	入居定員が21人以上 x 87/100																																				
△ 経過措置宅介護利用型共同生活援助サービス費																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき、14単位を加算)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入院時支援特別加算(月1回を限度)</td> <td>イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき、561単位を加算)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ロ 入院期間が7日以上 (1回につき、1,122単位を加算)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">帰宅時支援加算(月1回を限度)</td> <td>イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき、187単位を加算)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき、374単位を加算)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>長期入院時支援特別加算 (1日につき、76単位)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>長期帰宅時支援加算 (1日につき、26単位)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>小規模養老加算(平成18年10月1日以前) 平成18年10月1日以前</td> <td>① 定員4人 (1日につき、37単位を加算)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>平成18年10月1日以後</td> <td>② 定員8人 (1日につき、14単位を加算)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき、14単位を加算)				入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき、561単位を加算)			ロ 入院期間が7日以上 (1回につき、1,122単位を加算)			帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき、187単位を加算)			ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき、374単位を加算)			長期入院時支援特別加算 (1日につき、76単位)				長期帰宅時支援加算 (1日につき、26単位)				小規模養老加算(平成18年10月1日以前) 平成18年10月1日以前	① 定員4人 (1日につき、37単位を加算)			平成18年10月1日以後	② 定員8人 (1日につき、14単位を加算)		
自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき、14単位を加算)																																					
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき、561単位を加算)																																				
	ロ 入院期間が7日以上 (1回につき、1,122単位を加算)																																				
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき、187単位を加算)																																				
	ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき、374単位を加算)																																				
長期入院時支援特別加算 (1日につき、76単位)																																					
長期帰宅時支援加算 (1日につき、26単位)																																					
小規模養老加算(平成18年10月1日以前) 平成18年10月1日以前	① 定員4人 (1日につき、37単位を加算)																																				
平成18年10月1日以後	② 定員8人 (1日につき、14単位を加算)																																				

改正後報酬体系(案)

	注	注	
基本部分	大規模住居減算	世帯人又はサービス管理責任者の員数 が基準に満た ない場合	共同生活援 助計画が作 成されてい ない場合
一 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4.1)	(〇〇単位)	入居定員が 8人以上 ×〇〇/ 100	x 70/100
二 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5.1)	(〇〇単位)		
三 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6.1)	(〇〇単位)		
四 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (7.1)	(〇〇単位)		
五 共同生活援助サービス費(Ⅴ) (8.1)	(〇〇単位)		
六 共同生活援助サービス費(Ⅵ) (9.1)	(〇〇単位)		
七 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費 (10.1)	(〇〇単位)	入居定員が 21人以上 ×〇〇/ 100	x 95/100
福祉専門職賃金加算(仮) (11)		(1日につき〇〇単位を加算)	
日中支援加算(仮) (12)		(1日につき〇〇単位を加算)	
夜間支援体制加算(仮)	(一) 夜間支援対象利用者4人	(1日につき〇〇単位を加算)	
	(二) 夜間支援対象利用者5人	(1日につき〇〇単位を加算)	
	(三) 夜間支援対象利用者6人	(1日につき〇〇単位を加算)	
	(四) 夜間支援対象利用者7人	(1日につき〇〇単位を加算)	
	(五) 夜間支援対象利用者8人以上30人以下	(1日につき〇〇単位を加算)	
自立生活支援加算 (13)		(支援を行った日から180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)	
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき 〇〇単位を加算)	
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)	
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき 〇〇単位を加算)	
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)	
長期入院時支援特別加算 (14)		(1日につき 〇〇単位を加算単位)	
長期帰宅時支援加算 (15)		(1日につき 〇〇単位を加算単位)	
介護観察所等連携加算(仮) (16)		(1日につき〇〇単位を加算)	

○サービス利用計画作成費

現行報酬体系

基本部分	注 事業者の要件 が基準に満た ない場合
サービス利用計画作成費（Ⅰ）	（ 850単位）
サービス利用計画作成費（Ⅱ）	（ 1,000単位）
	-850単位

改正後報酬体系(案)

基本部分	注 事業者の要件 が基準に満た ない場合	注 特別地域加算 (仮)
サービス利用計画作成費 (I)	(〇〇単位)	×〇〇/100
サービス利用計画作成費 (II)	(〇〇単位)	※〇〇単位
特定事業所加算 (仮)	(1月につき〇〇単位)	

○旧身体障害者入所更生施設支援費

現行報酬体系

基本部分			注	注	注	注																
			地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の施設	利用者の数が利用定員を超える場合	常勤医師加算	重症施設障害者加算	障害者利加算															
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設 ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (965単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+58単位 1日につき+34単位 1日につき+24単位 1日につき+17単位	1日につき+69単位 1日につき+99単位 1日につき+99単位 1日につき+99単位															
			b 区分B (772単位)																			
			c 区分C (656単位)																			
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (689単位)																			
			b 区分B (631単位)																			
			c 区分C (402単位)																			
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (643単位)																			
			b 区分B (458単位)																			
	c 区分C (324単位)																					
	(四)定員91人以上	a 区分A (570単位)																				
		b 区分B (395単位)																				
		c 区分C (296単位)																				
		ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合					(一)定員40人以下	a 区分A (1,006単位)	b 区分B (813単位)	c 区分C (697単位)	(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (730単位)	b 区分B (572単位)	c 区分C (443単位)	(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (685単位)	b 区分B (500単位)	c 区分C (366単位)	(四)定員91人以上	a 区分A (611単位)	b 区分B (437単位)
	入院・外泊時加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (320単位)					(2)定員41人以上60人以下 (320単位)	(3)定員61人以上90人以下 (276単位)	(4)定員91人以上 (238単位)												
			ロ 旧指定内部障害者更生施設					(1)定員40人以下 (320単位)	(2)定員41人以上60人以下 (320単位)	(3)定員61人以上90人以下 (280単位)	(4)定員91人以上 (244単位)											
								入院時特別支援加算 入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)														
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2097単位を加算)																						
入院時特別支援加算 (月1回を限度) (1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)																						
長期入院等支援加算		イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (160単位)	(2)定員41人以上60人以下 (160単位)	(3)定員61人以上90人以下 (138単位)	(4)定員91人以上 (119単位)																
			ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (160単位)	(2)定員41人以上60人以下 (160単位)	(3)定員61人以上90人以下 (140単位)	(4)定員91人以上 (122単位)															
				常勤医師加算 (1) 1日につき 11単位を加算 (2) 2日以上 16単位を加算 (3) 3日以上 21単位を加算 (4) 4日以上 26単位を加算 (5) 5日以上 31単位を加算 (6) 6日以上 36単位を加算 (7) 7日以上 41単位を加算 (8) 8日以上 46単位を加算 (9) 9日以上 51単位を加算 (10) 10日以上 56単位を加算 (11) 11日以上 61単位を加算 (12) 12日以上 66単位を加算 (13) 13日以上 71単位を加算 (14) 14日以上 76単位を加算 (15) 15日以上 81単位を加算 (16) 16日以上 86単位を加算 (17) 17日以上 91単位を加算 (18) 18日以上 96単位を加算 (19) 19日以上 101単位を加算 (20) 20日以上 106単位を加算 (21) 21日以上 111単位を加算 (22) 22日以上 116単位を加算 (23) 23日以上 121単位を加算 (24) 24日以上 126単位を加算 (25) 25日以上 131単位を加算 (26) 26日以上 136単位を加算 (27) 27日以上 141単位を加算 (28) 28日以上 146単位を加算 (29) 29日以上 151単位を加算 (30) 30日以上 156単位を加算 (31) 31日以上 161単位を加算 (32) 32日以上 166単位を加算 (33) 33日以上 171単位を加算 (34) 34日以上 176単位を加算 (35) 35日以上 181単位を加算 (36) 36日以上 186単位を加算 (37) 37日以上 191単位を加算 (38) 38日以上 196単位を加算 (39) 39日以上 201単位を加算 (40) 40日以上 206単位を加算 (41) 41日以上 211単位を加算 (42) 42日以上 216単位を加算 (43) 43日以上 221単位を加算 (44) 44日以上 226単位を加算 (45) 45日以上 231単位を加算 (46) 46日以上 236単位を加算 (47) 47日以上 241単位を加算 (48) 48日以上 246単位を加算 (49) 49日以上 251単位を加算 (50) 50日以上 256単位を加算 (51) 51日以上 261単位を加算 (52) 52日以上 266単位を加算 (53) 53日以上 271単位を加算 (54) 54日以上 276単位を加算 (55) 55日以上 281単位を加算 (56) 56日以上 286単位を加算 (57) 57日以上 291単位を加算 (58) 58日以上 296単位を加算 (59) 59日以上 301単位を加算 (60) 60日以上 306単位を加算 (61) 61日以上 311単位を加算 (62) 62日以上 316単位を加算 (63) 63日以上 321単位を加算 (64) 64日以上 326単位を加算 (65) 65日以上 331単位を加算 (66) 66日以上 336単位を加算 (67) 67日以上 341単位を加算 (68) 68日以上 346単位を加算 (69) 69日以上 351単位を加算 (70) 70日以上 356単位を加算 (71) 71日以上 361単位を加算 (72) 72日以上 366単位を加算 (73) 73日以上 371単位を加算 (74) 74日以上 376単位を加算 (75) 75日以上 381単位を加算 (76) 76日以上 386単位を加算 (77) 77日以上 391単位を加算 (78) 78日以上 396単位を加算 (79) 79日以上 401単位を加算 (80) 80日以上 406単位を加算 (81) 81日以上 411単位を加算 (82) 82日以上 416単位を加算 (83) 83日以上 421単位を加算 (84) 84日以上 426単位を加算 (85) 85日以上 431単位を加算 (86) 86日以上 436単位を加算 (87) 87日以上 441単位を加算 (88) 88日以上 446単位を加算 (89) 89日以上 451単位を加算 (90) 90日以上 456単位を加算 (91) 91日以上 461単位を加算 (92) 92日以上 466単位を加算 (93) 93日以上 471単位を加算 (94) 94日以上 476単位を加算 (95) 95日以上 481単位を加算 (96) 96日以上 486単位を加算 (97) 97日以上 491単位を加算 (98) 98日以上 496単位を加算 (99) 99日以上 501単位を加算 (100) 100日以上 506単位を加算																		
	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可																					
	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可																					
	視覚・聴覚言語障害者支援特別加算		イ 定員40人以下 (1日につき 50単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算) ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 18単位を加算) ニ 定員91人以上 (1日につき 13単位を加算)																			

○旧身体障害者通所更生施設支援費

現行報酬体系

基本部分			注	注	注	注
			地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重症重複障害者加算	変更率加算
現行						
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (421単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位
			b 区分B (412単位)			
			c 区分C (401単位)			
		(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)			
			b 区分B (537単位)			
			c 区分C (498単位)			
		(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (421単位)			
			b 区分B (412単位)			
			c 区分C (401単位)			
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位
			b 区分B (537単位)			
			c 区分C (498単位)			
		(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (421単位)			
			b 区分B (412単位)			
			c 区分C (401単位)			
		(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)			
			b 区分B (537単位)			
			c 区分C (498単位)			
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)					
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)				
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)				
利用者負担上乗額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)				
食事提供体制加算		(1日につき 42単位を加算)				

改正後報酬体系(案)

基本部分			注	注	注	
			地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	
現行						
イ 旧指定内別障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x065/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
						1日につき+〇〇単位
						1日につき+〇〇単位
ロ 旧指定内別障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x065/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
						1日につき+〇〇単位
						1日につき+〇〇単位
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)						
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)						
イ 1時間未満		(1回につき 〇〇単位を加算)				
ロ 1時間以上		(1回につき 〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)						
食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)						
福祉専門職員加算(1回) (1日につき〇〇単位を加算)						
事業運営加算(1回) (1日につき〇〇単位を加算)						
IT・パソコン・プリンター加算(1回) (1日につき〇〇単位を加算)						

○旧身体障害者入所療護施設支援費

現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療養施設の場合	利用者の数を利用定員を超過する場合	補助医師加算	重度重複障害者加算	通院位置困難者加算	結核菌性肺炎重症等障害者加算	神経内科医加算	看護加算		
イ 入所による指定旧法施設支援を行う場合	(1) 定員10人	(一) 区分A (1,291単位)	×955/1000	×70/100	1日につき+89単位	1日につき+89単位	1日につき+89単位	1日につき+89単位	1日につき+89単位		
		(二) 区分B (1,135単位)									
		(三) 区分C (879単位)									
	(2) 定員11人以上20人以下	(一) 区分A (1,006単位)									
		(二) 区分B (828単位)									
		(三) 区分C (850単位)									
	(3) 定員30人以上40人以下	(一) 区分A (1,431単位)									
		(二) 区分B (1,294単位)									
		(三) 区分C (1,157単位)									
	(4) 定員41人以上60人以下	(一) 区分A (1,105単位)									
		(二) 区分B (1,023単位)									
		(三) 区分C (838単位)									
	(5) 定員61人以上90人以下	(一) 区分A (1,084単位)									
		(二) 区分B (1,003単位)									
		(三) 区分C (907単位)									
	(6) 定員91人以上	(一) 区分A (984単位)									
		(二) 区分B (902単位)									
		(三) 区分C (819単位)									
	入院・外出時加算	イ 定員10人 (320単位) ロ 定員11人以上20人以下 (320単位) ハ 定員30人以上40人以下 (320単位) ニ 定員41人以上60人以下 (320単位) ホ 定員61人以上90人以下 (314単位) ヘ 定員91人以上 (282単位)								×955/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
	入院時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき、71単位を加算)									
	退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)									
	入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 551単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)									注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可
	長期入院等支援加算	イ 定員10人 (160単位) ロ 定員11人以上20人以下 (160単位) ハ 定員30人以上40人以下 (190単位) ニ 定員41人以上60人以下 (180単位) ホ 定員61人以上90人以下 (157単位) ヘ 定員91人以上 (141単位)								×955/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可
	療養管理特別加算	療養管理特別加算(イ) (1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算) (2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算) (3) 定員91人以上 (1日につき 12単位を加算) 療養管理特別加算(ロ) (1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算) (2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算) (3) 定員91人以上 (1日につき 11単位を加算) 療養管理特別加算(ハ) (1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算) (2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算) (3) 定員91人以上 (1日につき 5単位を加算)									

改正後報酬体系(案)

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	
	地方公共団体が設置する指定身体障害者療養施設の場	利用者の数が利用定員を超える場合	常勤医師加算	重症看護職員加算	認知症看護職員加算	結核感染症対策強化費等加算	神経内科医加算	看護加算
イ 入所による指定旧施設支援を行う場合 (1) 定員10人 (2) 定員11人以上20人以下 (3) 定員30人以上40人以下 (4) 定員41人以上60人以下 (5) 定員61人以上90人以下 (6) 定員91人以上	(一)区分A (〇〇単位)	x955/1000	x70/100	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位
	(二) 区分B (〇〇単位)							
	(三) 区分C (〇〇単位)							
	(一)区分A (〇〇単位)							
	(二) 区分B (〇〇単位)							
	(三) 区分C (〇〇単位)							
(単位)								
入院・外泊時加算 イ 定員10人 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員11人以上20人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員30人以上40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ホ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ヘ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)	x955/1000	3月に限り、1月にBを限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定						
入院時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)								
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)								
入院時特別支援加算 (月1回を限度) (1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可							
長期入院等支援加算 イ 定員10人 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員11人以上20人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員30人以上40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ホ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ヘ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)	x955/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可						
身体介護職員加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)								
パート職員加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)								
介護士加算 介護士加算(Ⅰ) (1) 定員41人以上(1日につき 〇〇単位を加算) (2) 定員41人以上(1日につき 〇〇単位を加算) (3) 定員61人以上(1日につき 〇〇単位を加算) (4) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算) 介護士加算(Ⅱ) (1) 定員41人以上(1日につき 〇〇単位を加算) (2) 定員41人以上(1日につき 〇〇単位を加算) (3) 定員61人以上(1日につき 〇〇単位を加算) (4) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算) 介護士加算(Ⅲ) (1) 定員41人以上(1日につき 〇〇単位を加算) (2) 定員61人以上(1日につき 〇〇単位を加算) (3) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算)								
介護士アシスタント加算(Ⅳ) (1日につき 〇〇単位を加算)								
看護士加算(Ⅴ) (1日につき 〇〇単位を加算)								
看護士加算(Ⅵ) (1日につき 〇〇単位を加算)								
看護士加算(Ⅶ) (1日につき 〇〇単位を加算)								

○旧身体障害者通所療護施設支援費

現行報酬体系

基本部分				注	注	注	注				
				地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	高年齢加算70歳				
□ 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a 区分A (771単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位					
			b 区分B (747単位)								
			c 区分C (723単位)								
		(二)定員5人以上10人以下	a 区分A (1,282単位)								
			b 区分B (1,271単位)								
			c 区分C (1,262単位)								
	(三)定員11人以上20人以下	a 区分A (911単位)									
		b 区分B (905単位)									
		c 区分C (900単位)									
	(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A (982単位)	x965/1000					x70/100	1日につき+48単位		
		(二)区分B (904単位)									
		(三)区分C (827単位)									
(3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (439単位)											
入所時特別支援加算		通所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)									
退所時特別支援加算		(入所中1回、退所後1回を限度として、2097単位を加算)									
訪問支援特別加算(月2回を限度)		イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)									
食事提供体制加算		(1日につき 42単位を加算)									

改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注	注				
		地方公共団体が設置する旧指定身体障害者保護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算				
口 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a.区分A (〇〇単位)	$\times 965 / 1000$	$\times 70 / 100$	1日につき+〇〇単位		
			b.区分B (〇〇単位)					
			c.区分C (〇〇単位)					
		(二)定員6人以上10人以下	a.区分A (〇〇単位)					
			b.区分B (〇〇単位)					
			c.区分C (〇〇単位)					
	(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 (3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A (〇〇単位)					1日につき+〇〇単位	
		(二)区分B (〇〇単位)					1日につき+〇〇単位	
		(三)区分C (〇〇単位)					1日につき+〇〇単位	
								1日につき+〇〇単位
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)								
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)								
訪問支援特別加算(月2回を限度)								
イ	1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)						
ロ	1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)						
利用者負担上乗額管理加算(月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)								
食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
福祉用具整備加算(毎) (1日につき〇〇単位を加算)								
事業運営設備加算(毎) (1日につき〇〇単位を加算)								
入所者生活加算(毎) (1日につき〇〇単位を加算)								

○旧身体障害者入所授産施設支援費

現行報酬体系

基本部分			注	注	注	注		
			地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	減算集約加算		
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (790単位)	×965/1000	×70/100	1日につき+99単位		
			b 区分B (630単位)					
			c 区分C (514単位)					
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (543単位)					
			b 区分B (445単位)					
			c 区分C (335単位)					
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (495単位)					
			b 区分B (381単位)					
			c 区分C (302単位)					
		(四)定員91人以上	a 区分A (407単位)					
			b 区分B (319単位)					
			c 区分C (249単位)					
入院・外泊時加算			×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定				
イ 定員40人以下 (320単位)								
ロ 定員41人以上60人以下 (320単位)								
ハ 定員61人以上90人以下 (274単位)								
ニ 定員91人以上 (229単位)								
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)							
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2097単位を加算)							
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可					
長期入院等支援加算	イ 定員40人以下 (160単位) ロ 定員41人以上60人以下 (160単位) ハ 定員61人以上90人以下 (137単位) ニ 定員91人以上 (114単位)		×965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可				
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)						
		(2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)						
		(3) 定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)						
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)						
		(2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)						
		(3) 定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)						
	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)						
		(2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)						
		(3) 定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 定員40人以下 (1日につき 50単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算) ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 18単位を加算) ニ 定員91人以上 (1日につき 13単位を加算)							

改正後報酬体系(案)

基本部分				注	注	注	
イ 旧指定特定身体障害者 入所療養施設	(1)入所による指定旧法施設支 援を行う場合	(一)定員40人以下 (二)定員41人以上60人以下 (三)定員61人以上90人以下 (四)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位) a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位) a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位) a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位 1日につき+〇〇単位 1日につき+〇〇単位 1日につき+〇〇単位	
入院・外泊時加算		イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)		x965/1000		3月に限り、1月に8日を限度とし て所定単位数に代えて1日につき、 左記のとりの単位を算定	
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)							
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)							
入院時特別支援加算 (月1回を限度)		(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)				注 長期入院等支援加算と選択する こととし、併給不可	
長期入院等支援加算		イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)		x965/1000		3月に限り、長期入院等(入院等期 間が8日を超える)の場合に所定単 位数に代えて1日につき、左記のと りの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択する こととし、併給不可	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)					
施設専門職加算(Ⅰ)							
(1) 1日につき 〇〇単位を加算							
施設士配置加算(Ⅰ)							
(Ⅰ) 定員30人以下		(1) 定員30人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)		(1) 1日につき 〇〇単位を加算		(1) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)		(2) 1日につき 〇〇単位を加算		(2) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(3) 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)		(3) 1日につき 〇〇単位を加算		(3) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(4) 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)		(4) 1日につき 〇〇単位を加算		(4) 1日につき 〇〇単位を加算	
(Ⅱ) 定員31人以上60人以下		(1) 定員31人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)		(1) 1日につき 〇〇単位を加算		(1) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)		(2) 1日につき 〇〇単位を加算		(2) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(3) 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)		(3) 1日につき 〇〇単位を加算		(3) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(4) 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)		(4) 1日につき 〇〇単位を加算		(4) 1日につき 〇〇単位を加算	
(Ⅲ) 定員61人以上90人以下		(1) 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)		(1) 1日につき 〇〇単位を加算		(1) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)		(2) 1日につき 〇〇単位を加算		(2) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(3) 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)		(3) 1日につき 〇〇単位を加算		(3) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(4) 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)		(4) 1日につき 〇〇単位を加算		(4) 1日につき 〇〇単位を加算	
(Ⅳ) 定員91人以上		(1) 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)		(1) 1日につき 〇〇単位を加算		(1) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)		(2) 1日につき 〇〇単位を加算		(2) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(3) 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)		(3) 1日につき 〇〇単位を加算		(3) 1日につき 〇〇単位を加算	
		(4) 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)		(4) 1日につき 〇〇単位を加算		(4) 1日につき 〇〇単位を加算	
施設マネジメント加算(Ⅰ)							
(1) 1日につき 〇〇単位を加算							
施設士加算(Ⅱ)							
(1) 1日につき 〇〇単位を加算							

○旧身体障害者通所授産施設支援費

現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	減算率加算	
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a b以外の場合	I 区分A (421単位)	1日につき+48単位	
				II 区分B (412単位)		
				III 区分C (401単位)		
			b 分場において行う場合	i 区分A (537単位)	1日につき+48単位	
				ii 区分B (496単位)		
				iii 区分C (456単位)		
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	1日につき+48単位		
			b 区分B (537単位)			
			c 区分C (498単位)			
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位		
ロ 旧指定特定身体障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合		(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合		a 定員20人	I 区分A (724単位)
						II 区分B (688単位)
				III 区分C (605単位)		
			b 定員21人以上40人以下	I 区分A (567単位)	1日につき+48単位	
				II 区分B (542単位)		
				III 区分C (515単位)		
			c 定員41人以上60人以下	I 区分A (452単位)	1日につき+48単位	
				II 区分B (437単位)		
				III 区分C (404単位)		
			d 定員61人以上	I 区分A (390単位)	1日につき+48単位	
				II 区分B (378単位)		
				III 区分C (355単位)		
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	I 区分A (982単位)	1日につき+48単位	
				II 区分B (904単位)		
				III 区分C (827単位)		
			b 定員21人以上40人以下	I 区分A (760単位)	1日につき+48単位	
				II 区分B (798単位)		
				III 区分C (656単位)		
			c 定員41人以上60人以下	I 区分A (628単位)	1日につき+48単位	
				II 区分B (597単位)		
				III 区分C (556単位)		
			d 定員61人以上	I 区分A (531単位)	1日につき+48単位	
				II 区分B (509単位)		
				III 区分C (487単位)		
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位		
(2)分場において行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合		a 区分A (537単位)		1日につき+48単位	
			b 区分B (496単位)			
		c 区分C (456単位)				
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	1日につき+48単位		
			b 区分B (537単位)			
			c 区分C (498単位)			
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位		
入所時特別支援加算	通所による指定旧施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)					
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)				
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)					

改正後報酬体系(案)

基本部分				注	注	注		
				地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算		
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a b以外の場合	I 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位	
				II 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
				III 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
			b 分場において行う場合	I 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
				II 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
				III 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		(1)(2)以外の場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人			I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
							II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
							III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
	b 定員21人以上40人以下			I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
			c 定員41人以上60人以下	I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
			d 定員61人以上	I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
			b 定員21人以上40人以下	I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
		c 定員41人以上60人以下	I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		d 定員61人以上	I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	(2)分場において行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
				b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
				b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合 (〇〇単位)						
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)								
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)								
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)						
	ロ 1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)						(1回につき 〇〇単位を加算)		
食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
福祉専門施設加算(仮)						(1日につき〇〇単位を加算)		
事業運営加算(仮)						(1日につき〇〇単位を加算)		

○旧知的障害者入所更生施設支援費

現行報酬体系

基本部分				注	注	注	注	注			
				地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者特別加算	施設行動障害者特別支援加算	障害者加算			
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員10人	a b以外の場合	i 区分A (595単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	区分A 1日につき+481単位			
				ii 区分B (543単位)					区分B 1日につき+555単位		
				iii 区分C (491単位)						区分C 1日につき+722単位	
			b 当該施設が空たる施設である場合	i 区分A (1,290単位)							
				ii 区分B (1,239単位)							
				iii 区分C (1,187単位)							
		(二)定員11人以上20人以下	a b以外の場合	i 区分A (568単位)							
				ii 区分B (542単位)							
				iii 区分C (516単位)							
			b 当該施設が空たる施設である場合	i 区分A (876単位)							
				ii 区分B (850単位)							
				iii 区分C (824単位)							
(三)定員30人以上40人以下											
(四)定員41人以上60人以下											
(五)定員61人以上90人以下											
(六)定員91人以上											
入院・外泊時加算				x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位数を算定						
入所時特別支援加算				(入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)							
退所時特別支援加算				(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)							
自活訓練加算				イ 自活訓練加算(Ⅰ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算)							
				ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)							
入院時特別支援加算(月1回を限度)				(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算)							
				(2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)							
長期入院等支援加算				x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位数を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可						
障害者重複加算				(1) 障害者重複加算(Ⅰ)							
				(2) 障害者重複加算(Ⅱ)							
				(3) 障害者重複加算(Ⅲ)							

改正後報酬体系(案)

基本部分				注	注	注	注
				地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	施設行動障害者特別支援加算
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員10人	a b以外の場合	I 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 当該施設が主たる施設である場合	II 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(二)定員11人以上20人以下	a b以外の場合	III 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			b 当該施設が主たる施設である場合	I 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(三)定員30人以上40人以下	a b以外の場合	II 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			b 当該施設が主たる施設である場合	III 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
(四)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位				
	b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位				
	c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位				
(五)定員61人以上80人以下	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位				
	b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位				
	c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位				
(六)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位				
	b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位				
	c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位				
区分A 1日につき+〇〇単位 区分B 1日につき+〇〇単位 区分C 1日につき+〇〇単位							
入院/外泊時加算	イ 定員10人 ロ 定員11人以上20人以下 ハ 定員30人以上40人以下 ニ 定員41人以上60人以下 ホ 定員61人以上80人以下 ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
入所時特別支援加算		(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)					
退所時特別支援加算		(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)					
自活訓練加算		(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)					
自活訓練加算(Ⅱ)		(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)					
入院時特別支援加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (2) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 〇〇単位を加算) (1回につき 〇〇単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可				
長期入院等支援加算	イ 定員10人 ロ 定員11人以上20人以下 ハ 定員30人以上40人以下 ニ 定員41人以上60人以下 ホ 定員61人以上80人以下 ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が9日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可			
福祉専門職員加算(Ⅰ)		(1日につき 〇〇単位を加算)					
作業士加算	(1)作業士加算(Ⅰ)	(一) 定員10人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(1日につき 〇〇単位を加算)			
		(二) 定員11人以上20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(三) 定員30人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(四) 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(2)作業士加算(Ⅱ)	(一) 定員10人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(二) 定員11人以上20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(三) 定員30人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(四) 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(3)作業士加算(Ⅲ)	(一) 定員10人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(二) 定員11人以上20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(三) 定員30人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(四) 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
作業士加算(Ⅳ)		(1日につき 〇〇単位を加算)					
作業士加算(Ⅴ)		(1日につき 〇〇単位を加算)					

○旧知的障害者通所更生施設支援費

現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	過剰加算		
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位	
			b 区分B (537単位)			1日につき+48単位	
			c 区分C (498単位)			1日につき+48単位	
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (421単位)	1日につき+48単位				
		b 区分B (412単位)	1日につき+48単位				
		c 区分C (401単位)	1日につき+48単位				
	(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(438単位)	1日につき+48単位				
ロ 旧指定知的障害者通所更生施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人			I 区分A (940単位)	1日につき+48単位
						II 区分B (865単位)	1日につき+48単位
						III 区分C (762単位)	1日につき+48単位
			b 定員21人以上40人以下			I 区分A (732単位)	1日につき+48単位
						II 区分B (681単位)	1日につき+48単位
						III 区分C (580単位)	1日につき+48単位
			c 定員41人以上60人以下			I 区分A (611単位)	1日につき+48単位
						II 区分B (582単位)	1日につき+48単位
				III 区分C (521単位)	1日につき+48単位		
			d 定員61人以上	I 区分A (519単位)	1日につき+48単位		
				II 区分B (497単位)	1日につき+48単位		
				III 区分C (465単位)	1日につき+48単位		
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	I 区分A (724単位)	1日につき+48単位		
				II 区分B (686単位)	1日につき+48単位		
				III 区分C (605単位)	1日につき+48単位		
			b 定員21人以上40人以下	I 区分A (567単位)	1日につき+48単位		
				II 区分B (542単位)	1日につき+48単位		
				III 区分C (516単位)	1日につき+48単位		
			c 定員41人以上60人以下	I 区分A (452単位)	1日につき+48単位		
				II 区分B (437単位)	1日につき+48単位		
				III 区分C (404単位)	1日につき+48単位		
			d 定員61人以上	I 区分A (390単位)	1日につき+48単位		
				II 区分B (378単位)	1日につき+48単位		
				III 区分C (365単位)	1日につき+48単位		
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(438単位)		1日につき+48単位				
	(2)分棟において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	1日につき+48単位			
			b 区分B (537単位)	1日につき+48単位			
		c 区分C (498単位)	1日につき+48単位				
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (537単位)	1日につき+48単位				
		b 区分B (496単位)	1日につき+48単位				
		c 区分C (456単位)	1日につき+48単位				
	(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(438単位)		1日につき+48単位			
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 87単位を加算)						
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)					
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)					
利用者負担上級管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)						
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 30単位を加算)				
		(二)定員61人以上	(1日につき 21単位を加算)				
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 16単位を加算)				
		(二)定員61人以上	(1日につき 11単位を加算)				
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)						

改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注	注			
		地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算			
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x985/1000 x 70/100	1日につき+〇〇単位		
			b 区分B (〇〇単位)		1日につき+〇〇単位		
			c 区分C (〇〇単位)		1日につき+〇〇単位		
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)		1日につき+〇〇単位		
			b 区分B (〇〇単位)		1日につき+〇〇単位		
			c 区分C (〇〇単位)		1日につき+〇〇単位		
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	I 区分A (〇〇単位)		1日につき+〇〇単位		
			II 区分B (〇〇単位)		1日につき+〇〇単位		
			III 区分C (〇〇単位)		1日につき+〇〇単位		
	ロ 旧指定知的障害者通所更生施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		a 定員20人	I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
					b 定員21人以上40人以下	II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
					c 定員41人以上60人以下	III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
					d 定員61人以上	I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
						II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
						III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
			b 定員21人以上40人以下	II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
			c 定員41人以上60人以下	III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
			d 定員61人以上	I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
			II 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
			III 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
(2)分場において行う場合	(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
入所時特別支援加算		(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)					
退所時特別支援加算		(入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)					
	ロ 1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)					
利用者負担上級管理加算(月1回を限度)		(1回につき 〇〇単位を加算)					
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(I)	(一) 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(二) 定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(2)栄養管理体制加算(II)	(一) 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(二) 定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)				
食事提供体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)					
福祉等指導員加算(特)		(1日につき〇〇単位を加算)					
栄養士加算(特)		(1日につき〇〇単位を加算)					

○旧知的障害者入所授産施設支援費

現行報酬体系

基本部分				注	注	注	注								
				地方公共団体が設置する旧指定特知知的障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	巡回療育加算								
イ 旧指定特知知的障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (809単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位									
			b 区分B (755単位)												
			c 区分C (665単位)												
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (702単位)					1日につき+99単位							
			b 区分B (659単位)												
			c 区分C (572単位)												
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (606単位)						1日につき+99単位						
			b 区分B (583単位)												
			c 区分C (521単位)												
		(四)定員91人以上	a 区分A (543単位)							1日につき+99単位					
			b 区分B (506単位)												
			c 区分C (446単位)												
		入院・外泊時加算									x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
		イ 定員40人以下 (320単位)												ロ 定員41人以上60人以下 (320単位)	
		ハ 定員61人以上90人以下 (283単位)												ニ 定員91人以上 (246単位)	
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)														
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)														
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算)													
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)													
入院時特別支援加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)			注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可										
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)													
長期入院等支援加算	イ 定員40人以下	(160単位)		x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定										
	ロ 定員41人以上60人以下	(160単位)													
	ハ 定員61人以上90人以下	(141単位)													
	ニ 定員91人以上	(123単位)													
運営管理体補助加算	(1) 運営管理体補助加算(Ⅰ)	(一) 定員41人以上60人以下	(1日につき 24単位を加算)												
		(二) 定員61人以上90人以下	(1日につき 17単位を加算)												
		(三) 定員91人以上	(1日につき 12単位を加算)												
	(2) 運営管理体補助加算(Ⅱ)	(一) 定員41人以上60人以下	(1日につき 22単位を加算)												
		(二) 定員61人以上90人以下	(1日につき 16単位を加算)												
		(三) 定員91人以上	(1日につき 11単位を加算)												
	(3) 運営管理体補助加算(Ⅲ)	(一) 定員41人以上60人以下	(1日につき 12単位を加算)												
		(二) 定員61人以上90人以下	(1日につき 8単位を加算)												
		(三) 定員91人以上	(1日につき 6単位を加算)												

改正後報酬体系(案)

基本部分			注	注	注	
			地方公共団体が設置する旧指定特定制の障害者施設等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重症障害者加算	
イ 旧指定特定制の障害者入所施設施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
	b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
(三)定員61人以上80人以下	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
(四)定員81人以上	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
入院・外泊加算		イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員61人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000		3月に限り、1月に9日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定	
入所時特別支援加算		(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
退所時特別支援加算		(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)				
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(1)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 自活訓練加算(2)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
入院時特別支援加算(月1回を限度)		(1) 8日を超える入院期間が1回未満 (1回につき 〇〇単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4回以上 (1回につき 〇〇単位を加算)			注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可	
長期入院等支援加算		イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員61人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000		3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可	
施設・専門職員加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
実業士配置加算(仮)	(1)実業士配置加算(1)	(イ) 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (ロ) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (ハ) 定員61人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (ニ) 定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)				
	(2)実業士配置加算(2)	(イ) 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (ロ) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (ハ) 定員61人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (ニ) 定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)				
	(3)実業士配置加算(3)	(イ) 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (ロ) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (ハ) 定員61人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (ニ) 定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)				
実業士アシスタント加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
通所加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				

○旧知的障害者通所授産施設支援費

現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注			
		地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	過労補償加算			
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位		
			b 区分B (537単位)			1日につき+48単位		
			c 区分C (498単位)			1日につき+48単位		
		(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a b 以外の場合			I 区分A (421単位)	1日につき+48単位	
						II 区分B (412単位)	1日につき+48単位	
			b 分項において行う場合			III 区分C (401単位)	1日につき+48単位	
	ロ 旧指定特定知的障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合			a 定員20人	I 区分A (982単位)	1日につき+48単位
							II 区分B (904単位)	1日につき+48単位
							III 区分C (827単位)	1日につき+48単位
						b 定員21人以上40人以下	I 区分A (760単位)	1日につき+48単位
						II 区分B (709単位)	1日につき+48単位	
						III 区分C (666単位)	1日につき+48単位	
	c 定員41人以上60人以下	I 区分A (628単位)	1日につき+48単位					
	II 区分B (597単位)	1日につき+48単位						
	III 区分C (566単位)	1日につき+48単位						
	d 定員61人以上	I 区分A (591単位)	1日につき+48単位					
	II 区分B (509単位)	1日につき+48単位						
	III 区分C (487単位)	1日につき+48単位						
	(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	I 区分A (724単位)	1日につき+48単位				
		II 区分B (686単位)	1日につき+48単位					
		III 区分C (605単位)	1日につき+48単位					
		b 定員21人以上40人以下	I 区分A (667単位)	1日につき+48単位				
		II 区分B (542単位)	1日につき+48単位					
		III 区分C (516単位)	1日につき+48単位					
		c 定員41人以上60人以下	I 区分A (452単位)	1日につき+48単位				
		II 区分B (437単位)	1日につき+48単位					
		III 区分C (404単位)	1日につき+48単位					
		d 定員61人以上	I 区分A (390単位)	1日につき+48単位				
		II 区分B (378単位)	1日につき+48単位					
		III 区分C (355単位)	1日につき+48単位					
	(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合		(439単位)	1日につき+48単位				
(2)分項において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	1日につき+48単位					
		b 区分B (537単位)	1日につき+48単位					
		c 区分C (498単位)	1日につき+48単位					
	(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (537単位)	1日につき+48単位					
		b 区分B (498単位)	1日につき+48単位					
		c 区分C (456単位)	1日につき+48単位					
	(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合		(439単位)	1日につき+48単位				

改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注	注		
		地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算		
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)		1日につき+〇〇単位	
			b 区分B (〇〇単位)			
			c 区分C (〇〇単位)			
		b 分場において行う場合	I 区分A (〇〇単位)			
			II 区分B (〇〇単位)			
			III 区分C (〇〇単位)			
	ロ 旧指定特定知的障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	I 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
				b 定員21人以上40人以下	I 区分A (〇〇単位) II 区分B (〇〇単位) III 区分C (〇〇単位)	
				c 定員41人以上60人以下	I 区分A (〇〇単位) II 区分B (〇〇単位) III 区分C (〇〇単位)	
			d 定員61人以上	I 区分A (〇〇単位) II 区分B (〇〇単位) III 区分C (〇〇単位)		
			(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	I 区分A (〇〇単位) II 区分B (〇〇単位) III 区分C (〇〇単位)	
				b 定員21人以上40人以下	I 区分A (〇〇単位) II 区分B (〇〇単位) III 区分C (〇〇単位)	
c 定員41人以上60人以下	I 区分A (〇〇単位) II 区分B (〇〇単位) III 区分C (〇〇単位)					
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
		b 区分B (〇〇単位)				
		c 区分C (〇〇単位)				
	(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)		1日につき+〇〇単位		
		b 区分B (〇〇単位)				
		c 区分C (〇〇単位)				
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(〇〇単位)			
		x965/1000 x70/100				
入所特別支援加算		(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
退所特別支援加算		(入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)		イ 1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)			
		ロ 1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 〇〇単位を加算)				
栄養管理体制加算		(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一) 定員41人以上60人	(1日につき 〇〇単位を加算)		
			(二) 定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)		
		(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一) 定員41人以上60人	(1日につき 〇〇単位を加算)		
			(二) 定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)		
食事提供体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
福祉専門職員配置加算(Ⅰ)		(1日につき〇〇単位を加算)				
福祉専門職員配置加算(Ⅱ)		(1日につき〇〇単位を加算)				

○旧知的障害者通勤寮支援費

現行報酬体系

	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通勤寮の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	激減率加算
イ 区分A (298単位)	x965/1000	x70/100	
ロ 区分B (274単位)			
ハ 区分C (251単位)			
入院・外泊時加算 (122単位)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定	
入所時特別支援加算 入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)			
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)			
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が5日未満 (1回につき 561単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が5日以上 (1回につき 1,122単位を加算)		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可
長期入院等支援加算 (122単位)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可	
食事提供体制加算 (1日につき 68単位を加算)			

改正後報酬体系(案)

基本部分	注	注
	地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通所療養の場合	利用者の数が利用定員を超える場合
イ 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x.70/100
ロ 区分B (〇〇単位)		
ハ 区分C (〇〇単位)		
入院・外泊時加算 (1日につき〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)		
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)		
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が5日未満 (1回につき 〇〇単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可
	(2) 8日を超える入院期間が5日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)	
長期入院等支援加算 (1日につき〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可
食事提供体制加算 (1日につき〇〇単位を加算)		
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)		

〇知的障害児施設給付費

現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注			
イ指定知的障害児施設の場合	(1)定員5人以上10人未満	施設施設が単独施設 (667単位)	x 965/1000	x 70/100	+57単位	+49単位	イ 重度知的障害児支援加算(1) 1日につき +165単位 ロ 重度知的障害児支援加算(2) 1日につき +188単位	1日につき +111単位	1日につき +781単位			
	(2)定員10人	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (440単位) (二)当該施設が生じる施設 (1258単位)								+172単位	+148単位	
	(3)定員11人以上20人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
		(4)定員21人以上30人以下								(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)	+86単位	+73単位
		(5)定員31人以上40人以下								(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)	+57単位	+49単位
	(6)定員41人以上50人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(7)定員51人以上60人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(8)定員61人以上70人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(9)定員71人以上80人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(10)定員81人以上90人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(11)定員91人以上100人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(12)定員101人以上110人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(13)定員111人以上120人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(14)定員121人以上130人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(15)定員131人以上140人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(16)定員141人以上150人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(17)定員151人以上160人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(18)定員161人以上170人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(19)定員171人以上180人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(20)定員181人以上190人以下	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
	(21)定員191人以上	(一)施設施設に併設する施設が生じる施設 (443単位) (二)当該施設が生じる施設 (850単位) (三)施設施設が単独施設 (667単位)								+57単位	+49単位	
入院一時泊加算	イ 8日未満	(1)定員50人以下 (320単位) (2)定員51人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を超過して所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定								
	ロ 8日未満から12日未満まで	(1)定員50人以下 (160単位) (2)定員51人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)										
	イ 自活訓練加算(1) ロ 自活訓練加算(2)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき337単位を加算) (当該障害児1人につき180日を限度として1日につき448単位を加算)										
入院特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超え6人未満が4日未満 (1回につき561単位を加算)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院特別支援加算と選択することし、併給不可									
	ロ 12日を超え6人未満が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)											
医療管理費特別加算	医療管理費特別加算(イ)	(1)定員4人以上50人以下 (1日につき24単位を加算)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院特別支援加算と選択することし、併給不可								
		(2)定員51人以上90人以下 (1日につき20単位を加算)										
		(3)定員91人以上70人以下 (1日につき17単位を加算)										
		(4)定員71人以上80人以下 (1日につき16単位を加算)										
		(5)定員81人以上90人以下 (1日につき13単位を加算)										
		(6)定員91人以上100人以下 (1日につき12単位を加算)										
		(7)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算)										
		(8)定員111人以上120人以下 (1日につき10単位を加算)										
		(9)定員121人以上130人以下 (1日につき9単位を加算)										
		(10)定員131人以上140人以下 (1日につき8単位を加算)										
		(11)定員141人以上150人以下 (1日につき8単位を加算)										
		(12)定員151人以上160人以下 (1日につき7単位を加算)										
		(13)定員161人以上170人以下 (1日につき7単位を加算)										
		(14)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)										
		(15)定員181人以上190人以下 (1日につき6単位を加算)										
		(16)定員191人以上 (1日につき6単位を加算)										
		医療管理費特別加算(ロ)			医療管理費特別加算(ロ)	(1)定員4人以上50人以下 (1日につき22単位を加算)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院特別支援加算と選択することし、併給不可				
						(2)定員51人以上90人以下 (1日につき18単位を加算)						
(3)定員91人以上70人以下 (1日につき16単位を加算)												
(4)定員71人以上80人以下 (1日につき13単位を加算)												
(5)定員81人以上90人以下 (1日につき12単位を加算)												
(6)定員91人以上100人以下 (1日につき11単位を加算)												
(7)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算)												
(8)定員111人以上120人以下 (1日につき9単位を加算)												
(9)定員121人以上130人以下 (1日につき8単位を加算)												
(10)定員131人以上140人以下 (1日につき7単位を加算)												
(11)定員141人以上150人以下 (1日につき7単位を加算)												
(12)定員151人以上160人以下 (1日につき6単位を加算)												
(13)定員161人以上170人以下 (1日につき6単位を加算)												
(14)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)												
(15)定員181人以上190人以下 (1日につき5単位を加算)												
(16)定員191人以上 (1日につき5単位を加算)												
医療管理費特別加算(ハ)	医療管理費特別加算(ハ)		(1)定員4人以上50人以下 (1日につき12単位を加算)	x 965/1000		3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院特別支援加算と選択することし、併給不可						
			(2)定員51人以上90人以下 (1日につき10単位を加算)									
		(3)定員91人以上70人以下 (1日につき8単位を加算)										
		(4)定員71人以上80人以下 (1日につき7単位を加算)										
		(5)定員81人以上90人以下 (1日につき6単位を加算)										
		(6)定員91人以上100人以下 (1日につき6単位を加算)										
		(7)定員101人以上110人以下 (1日につき5単位を加算)										
		(8)定員111人以上120人以下 (1日につき5単位を加算)										
		(9)定員121人以上130人以下 (1日につき4単位を加算)										
		(10)定員131人以上140人以下 (1日につき4単位を加算)										
		(11)定員141人以上150人以下 (1日につき4単位を加算)										
		(12)定員151人以上160人以下 (1日につき3単位を加算)										
		(13)定員161人以上170人以下 (1日につき3単位を加算)										
		(14)定員171人以上180人以下 (1日につき3単位を加算)										
		(15)定員181人以上190人以下 (1日につき3単位を加算)										
		(16)定員191人以上 (1日につき3単位を加算)										

○第一種自閉症児施設給付費

現行報酬体系

	注	注	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算	障害緩和加算
<input type="checkbox"/> 指定第一種自閉症児施設の場合 (309単位)	× 965/1000	× 70/100	イ 重度知的障害児支援加算(イ) 1日につき +165単位 ロ 重度知的障害児支援加算(ロ) 1日につき +198単位	1日につき +111単位	
自活訓練加算 <input type="checkbox"/> 自活訓練加算(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算) <input type="checkbox"/> 自活訓練加算(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)					

改正後報酬体系(案)

		注	注	注	注
基本部分		地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合		利用者の数が利用定員を超える場合	重度知的障害児支援加算 重度重複障害児加算
<input type="checkbox"/> 指定第一種自閉症児施設の場合 (〇〇単位)	× 965/1000		× 70/100	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき 〇〇単位 ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき 〇〇単位	1日につき +〇〇単位
自活訓練加算 イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)					
地域移行加算(仮)					(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)
福祉専門職配置加算(仮)					(1月につき〇〇単位を加算)

○第二種自閉症児施設給付費

現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合。(1日につき)	児童指導員を配置している場合。(1日につき)	重度知的障害児支援加算	重度知的障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	
ハ 指定第二種自閉症児施設の場合	(1)定員40人以下 (662単位)	x 965/1000	x 70/100	30人以下 +67単位	30人以下+49単位 31人以上40人以下 +39単位	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +165単位 ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位 ※(注1)	1日につき +111単位	1日につき +781単位	
	(2)定員41人以上50人以下 (635単位)								
	(3)定員51人以上60人以下 (609単位)								
	(4)定員61人以上70人以下 (582単位)								
	(5)定員71人以上 (555単位)								
入院・外泊時加算	イ 8日目まで ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (262単位) (1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定					
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)								
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 661単位を加算) ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可							
長期入院等支援加算	12日を超える場合 (1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可						
栄養管理費加算	栄養管理費加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 24単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき 20単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき 17単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき 15単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき 13単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき 12単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき 9単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき 8単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき 7単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき 6単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき 5単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき 4単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき 3単位を加算) (15)定員181人以上190人以下 (1日につき 2単位を加算) (16)定員191人以上 (1日につき 1単位を加算)							
	栄養管理費加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 22単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき 18単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき 15単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき 12単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき 10単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき 9単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき 8単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき 7単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき 6単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき 5単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき 4単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき 3単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき 2単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき 1単位を加算)							
	栄養管理費加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 12単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき 10単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき 8単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき 7単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき 6単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき 5単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき 4単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき 3単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき 2単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき 1単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき 1単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき 1単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき 1単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき 1単位を加算) (15)定員181人以上190人以下 (1日につき 1単位を加算) (16)定員191人以上 (1日につき 1単位を加算)							

(注1)
 定員71人以上80人以下 +20単位 定員81人以上90人以下 +17単位 定員91人以上100人以下 +14単位
 定員101人以上110人以下 +13単位 定員111人以上120人以下 +12単位 定員121人以上130人以下 +11単位
 定員131人以上140人以下 +10単位 定員141人以上150人以下 +9単位 定員151人以上160人以下 +9単位
 定員161人以上170人以下 +9単位 定員171人以上180人以下 +8単位 定員181人以上190人以下 +8単位
 定員191人以上 +8単位

改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算
ハ 指定第二種自閉症児施設の場合	(1)定員40人以下 (〇〇単位)		30人以下+〇〇単位	30人以下+〇〇単位 31人以上40人以下+〇〇単位	イ 重度知的障害児支援加算(1) 1日につき+〇〇単位 ロ 重度知的障害児支援加算(2) 1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位
	(2)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	+〇〇単位			
	(3)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)			+〇〇単位			
	(4)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)			+〇〇単位			
	(5)定員71人以上 (〇〇単位)			+〇〇単位			
入院・外泊時加算	イ 9日以下 ロ 9日を超え12日以下	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位数を算定			
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(1)(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき〇〇単位を加算) ロ 自活訓練加算(2)(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき〇〇単位を加算)						
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 ロ 12日を超える入院期間が4日以上	(1)一回につき〇〇単位を加算 (1)一回につき〇〇単位を加算		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可			
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位数を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可			
福祉専門職配置加算(仮)		(1)1日につき〇〇単位を加算					
地域移行加算(仮)		(1)1回につき〇〇単位を加算					
業務士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日に5名:〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき〇〇単位を加算)						
業務士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日に5名:〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき〇〇単位を加算)						
業務士配置加算(Ⅲ)	(1)定員40人以下 (1日に5名:〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき〇〇単位を加算)						
業務士配置加算(Ⅳ)	(1)定員40人以下 (1日に5名:〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき〇〇単位を加算)						
業務士配置加算(Ⅴ)	(1)定員40人以下 (1日に5名:〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき〇〇単位を加算)						

○知的障害児通園施設給付費

現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算	障害種類加算
知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (663単位) (2)定員31人以上40人以下 (607単位) (3)定員41人以上50人以下 (550単位) (4)定員51人以上60人以下 (496単位) (5)定員61人以上70人以下 (476単位) (6)定員71人以上80人以下 (457単位) (7)定員81人以上 (436単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	
肢体不自由児の場合	(1)定員30人以下 (663単位) (2)定員31人以上40人以下 (607単位) (3)定員41人以上50人以下 (550単位) (4)定員51人以上60人以下 (496単位) (5)定員61人以上70人以下 (476単位) (6)定員71人以上80人以下 (457単位) (7)定員81人以上 (436単位)				
難聴幼児の場合	(1)定員30人以下 (937単位) (2)定員31人以上40人以下 (937単位) (3)定員41人以上 (854単位)				

家庭連携加算 (月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)
訪問支援特別 加算(月2回を 限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)	

栄養管理体制 加算	栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)
		(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)
		(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)
		(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)
		(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 16単位を加算)
		(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 15単位を加算)
		(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 13単位を加算)
		(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 12単位を加算)
		(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(16)定員191人以上 (1日につき 7単位を加算)
栄養管理体制 加算(Ⅱ)	栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)
		(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)
		(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(16)定員191人以上 (1日につき 4単位を加算)

改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注	注																										
		地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算																										
知的障害児の場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1)定員30人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(2)定員31人以上40人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(3)定員41人以上50人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(4)定員51人以上60人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(5)定員61人以上70人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(6)定員71人以上80人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(7)定員81人以上</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> </table>	(1)定員30人以下	(〇〇単位)	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	(3)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	(4)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	(5)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	(6)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	(7)定員81人以上	(〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位												
(1)定員30人以下	(〇〇単位)																													
(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)																													
(3)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)																													
(4)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)																													
(5)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)																													
(6)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)																													
(7)定員81人以上	(〇〇単位)																													
肢体不自由児の場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1)定員30人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(2)定員31人以上40人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(3)定員41人以上50人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(4)定員51人以上60人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(5)定員61人以上70人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(6)定員71人以上80人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(7)定員81人以上</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> </table>	(1)定員30人以下	(〇〇単位)	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	(3)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	(4)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	(5)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	(6)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	(7)定員81人以上	(〇〇単位)															
(1)定員30人以下	(〇〇単位)																													
(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)																													
(3)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)																													
(4)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)																													
(5)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)																													
(6)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)																													
(7)定員81人以上	(〇〇単位)																													
難聴幼児の場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1)定員20人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(2)定員21人以上30人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(3)定員31人以上40人以下</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(4)定員41人以上</td><td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td></tr> </table>	(1)定員20人以下	(〇〇単位)	(2)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)	(3)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	(4)定員41人以上	(〇〇単位)																					
(1)定員20人以下	(〇〇単位)																													
(2)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)																													
(3)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)																													
(4)定員41人以上	(〇〇単位)																													
家庭連携加算(月2回を限度)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1)1時間未満</td><td style="text-align: right;">(1回につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(2)1時間以上</td><td style="text-align: right;">(1回につき 〇〇単位を加算)</td></tr> </table>	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																									
(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																													
(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																													
訪問支援特別加算(月2回を限度)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1)1時間未満</td><td style="text-align: right;">(1回につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(2)1時間以上</td><td style="text-align: right;">(1回につき 〇〇単位を加算)</td></tr> </table>	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																									
(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																													
(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																													
食事提供加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>イ 食事提供加算(Ⅰ)</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>ロ 食事提供加算(Ⅱ)</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> </table>	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																									
イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																													
ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 〇〇単位を加算)																													
福祉専門職配置加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)																												
栄養士配置加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: top;">栄養士配置加算(Ⅰ)</td> <td>(1)定員40人以下</td> <td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr><td>(2)定員41人以上50人以下</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(3)定員51人以上60人以下</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(4)定員61人以上70人以下</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(5)定員71人以上80人以下</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(6)定員81人以上</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: top;">栄養士配置加算(Ⅱ)</td> <td>(1)定員40人以下</td> <td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr><td>(2)定員41人以上50人以下</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(3)定員51人以上60人以下</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(4)定員61人以上70人以下</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(5)定員71人以上80人以下</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(6)定員81人以上</td><td style="text-align: right;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> </table>	栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(3)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(5)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(6)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)	栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(3)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(5)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(6)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)			
栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下		(1日につき 〇〇単位を加算)																											
	(2)定員41人以上50人以下		(1日につき 〇〇単位を加算)																											
	(3)定員51人以上60人以下		(1日につき 〇〇単位を加算)																											
	(4)定員61人以上70人以下		(1日につき 〇〇単位を加算)																											
	(5)定員71人以上80人以下		(1日につき 〇〇単位を加算)																											
	(6)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)																												
栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																												
	(2)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																												
	(3)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																												
	(4)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																												
	(5)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																												
	(6)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)																												
栄養士管理加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)																												

○難聴幼児通園施設給付費

現行報酬体系

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 幼児加算	注 減価緩和加算					
難聴幼児の場合	(一)定員30人以下 (1,019単位) (二)定員31人以上40人以下 (937単位) (三)定員41人以上 (864単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位						
知的障害児の場合	(一)定員30人以下 (863単位) (二)定員31人以上40人以下 (807単位) (三)定員41人以上60人以下 (660単位) (四)定員61人以上80人以下 (496単位) (五)定員81人以上100人以下 (476単位) (六)定員101人以上120人以下 (457単位) (七)定員121人以上 (436単位)									
肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下 (863単位) (二)定員31人以上40人以下 (807単位) (三)定員41人以上60人以下 (660単位) (四)定員61人以上80人以下 (496単位) (五)定員81人以上100人以下 (476単位) (六)定員101人以上120人以下 (457単位) (七)定員121人以上 (436単位)									
延長加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)									
延長特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 290単位を加算)									
食事提供加算	食事提供加算(1) (1日につき 42単位を加算) 食事提供加算(2) (1日につき 58単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 160単位を加算)									
運営管理体制加算	(1)運営管理体制加算(1)					(一)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算) (二)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算) (三)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算) (四)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算) (五)定員81人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算) (六)定員91人以上100人以下 (1日につき 15単位を加算) (七)定員101人以上110人以下 (1日につき 13単位を加算) (八)定員111人以上120人以下 (1日につき 12単位を加算) (九)定員121人以上130人以下 (1日につき 11単位を加算) (十)定員131人以上140人以下 (1日につき 10単位を加算) (十一)定員141人以上150人以下 (1日につき 10単位を加算) (十二)定員151人以上160人以下 (1日につき 9単位を加算) (十三)定員161人以上170人以下 (1日につき 8単位を加算) (十四)定員171人以上180人以下 (1日につき 8単位を加算) (十五)定員181人以上190人以下 (1日につき 7単位を加算) (十六)定員191人以上 (1日につき 7単位を加算)				
	(2)運営管理体制加算(2)					(一)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算) (二)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算) (三)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算) (四)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算) (五)定員81人以上90人以下 (1日につき 9単位を加算) (六)定員91人以上100人以下 (1日につき 9単位を加算) (七)定員101人以上110人以下 (1日につき 7単位を加算) (八)定員111人以上120人以下 (1日につき 6単位を加算) (九)定員121人以上130人以下 (1日につき 6単位を加算) (十)定員131人以上140人以下 (1日につき 5単位を加算) (十一)定員141人以上150人以下 (1日につき 5単位を加算) (十二)定員151人以上160人以下 (1日につき 5単位を加算) (十三)定員161人以上170人以下 (1日につき 4単位を加算) (十四)定員171人以上180人以下 (1日につき 4単位を加算) (十五)定員181人以上190人以下 (1日につき 4単位を加算) (十六)定員191人以上 (1日につき 4単位を加算)				

改正後報酬体系(案)

基本部分	注	注	注																									
	地方公共団体が設置する指定離隔幼児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算	(四)入居児童等毎年度加算(1日につき)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"> 離隔幼児の場合 (一)定員20人以下 (〇〇単位) (二)定員21人以上30人以下 (〇〇単位) (三)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (四)定員41人以上 (〇〇単位) </td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td> 知的障害児の場合 (一)定員30人以下 (〇〇単位) (二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位) (四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位) (七)定員81人以上 (〇〇単位) </td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td> 肢体不自由児の場合 (一)定員30人以下 (〇〇単位) (二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位) (四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位) (七)定員81人以上 (〇〇単位) </td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table>	離隔幼児の場合 (一)定員20人以下 (〇〇単位) (二)定員21人以上30人以下 (〇〇単位) (三)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (四)定員41人以上 (〇〇単位)		知的障害児の場合 (一)定員30人以下 (〇〇単位) (二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位) (四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位) (七)定員81人以上 (〇〇単位)		肢体不自由児の場合 (一)定員30人以下 (〇〇単位) (二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位) (四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位) (七)定員81人以上 (〇〇単位)		x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(一)定員20人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(二)定員21人以上30人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(三)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(四)定員41人以上 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(一)定員30人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(七)定員81人以上 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(一)定員30人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)</td></tr> <tr><td>(七)定員81人以上 (〇〇単位)</td></tr> </table>	(一)定員20人以下 (〇〇単位)	(二)定員21人以上30人以下 (〇〇単位)	(三)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)	(四)定員41人以上 (〇〇単位)	(一)定員30人以下 (〇〇単位)	(二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)	(三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)	(四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)	(五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)	(六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)	(七)定員81人以上 (〇〇単位)	(一)定員30人以下 (〇〇単位)	(二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)	(三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)	(四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)	(五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)	(六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)	(七)定員81人以上 (〇〇単位)
離隔幼児の場合 (一)定員20人以下 (〇〇単位) (二)定員21人以上30人以下 (〇〇単位) (三)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (四)定員41人以上 (〇〇単位)																												
知的障害児の場合 (一)定員30人以下 (〇〇単位) (二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位) (四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位) (七)定員81人以上 (〇〇単位)																												
肢体不自由児の場合 (一)定員30人以下 (〇〇単位) (二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位) (四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位) (七)定員81人以上 (〇〇単位)																												
(一)定員20人以下 (〇〇単位)																												
(二)定員21人以上30人以下 (〇〇単位)																												
(三)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)																												
(四)定員41人以上 (〇〇単位)																												
(一)定員30人以下 (〇〇単位)																												
(二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)																												
(三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)																												
(四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)																												
(五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)																												
(六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)																												
(七)定員81人以上 (〇〇単位)																												
(一)定員30人以下 (〇〇単位)																												
(二)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)																												
(三)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)																												
(四)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)																												
(五)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)																												
(六)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)																												
(七)定員81人以上 (〇〇単位)																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">家庭運送加算(月2回を限る)</td> <td style="width: 50%;">(1)1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算)</td> <td style="width: 35%;">(2)1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(2)1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食事提供加算</td> <td>イ 食事提供加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)</td> <td colspan="2">(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	家庭運送加算(月2回を限る)	(1)1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)	訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 〇〇単位を加算)															
家庭運送加算(月2回を限る)	(1)1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)																										
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)																										
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																										
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 〇〇単位を加算)																											
福祉サービス職加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"> 実業主定員加算(Ⅰ)実業主定員加算(Ⅰ) (一)定員50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (二)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (三)定員61人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (六)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算) </td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td> 実業主定員加算(Ⅱ)実業主定員加算(Ⅱ) (一)定員50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (二)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (三)定員61人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (六)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算) </td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table>	実業主定員加算(Ⅰ)実業主定員加算(Ⅰ) (一)定員50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (二)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (三)定員61人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (六)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)		実業主定員加算(Ⅱ)実業主定員加算(Ⅱ) (一)定員50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (二)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (三)定員61人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (六)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																									
実業主定員加算(Ⅰ)実業主定員加算(Ⅰ) (一)定員50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (二)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (三)定員61人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (六)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																												
実業主定員加算(Ⅱ)実業主定員加算(Ⅱ) (一)定員50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (二)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (三)定員61人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (六)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																												
就業運営管理加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																											

○肢体不自由児施設(入所)給付費

現行報酬体系

基本部分	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	乳幼児加算	重度肢体不自由児支援加算	重度重複障害児加算	療養緩和加算
指定肢体不自由児施設(入所)の場合 (136単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +70単位	1日につき +198単位	1日につき +111単位	

改正後報酬体系(案)

基本部分	地方公共団 体が設置する 指定肢体不 自由児施設の 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	乳幼児加算	重度肢体不 自由児支援 加算	重度重複障 害児加算
イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を計算)					
地域特行加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を計算)					

○肢体不自由児施設(通所)給付費

現行報酬体系

	注	注	注	注																																																																	
基本部分	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算	遊楽緩和加算																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>肢体不自由児の場合</td> <td style="text-align: right;">(316単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的障害児の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(1)定員30人以下</td> <td style="text-align: right;">(663単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(2)定員31人以上40人以下</td> <td style="text-align: right;">(607単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(3)定員41人以上50人以下</td> <td style="text-align: right;">(550単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(4)定員51人以上60人以下</td> <td style="text-align: right;">(496単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(5)定員61人以上70人以下</td> <td style="text-align: right;">(476単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(6)定員71人以上80人以下</td> <td style="text-align: right;">(457単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(7)定員81人以上</td> <td style="text-align: right;">(436単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>難聴幼児の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(1)定員30人以下</td> <td style="text-align: right;">(1,019単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(2)定員31人以上40人以下</td> <td style="text-align: right;">(937単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(3)定員41人以上</td> <td style="text-align: right;">(854単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	肢体不自由児の場合	(316単位)				知的障害児の場合					(1)定員30人以下	(663単位)				(2)定員31人以上40人以下	(607単位)				(3)定員41人以上50人以下	(550単位)				(4)定員51人以上60人以下	(496単位)				(5)定員61人以上70人以下	(476単位)				(6)定員71人以上80人以下	(457単位)				(7)定員81人以上	(436単位)				難聴幼児の場合					(1)定員30人以下	(1,019単位)				(2)定員31人以上40人以下	(937単位)				(3)定員41人以上	(854単位)				x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	
肢体不自由児の場合	(316単位)																																																																				
知的障害児の場合																																																																					
(1)定員30人以下	(663単位)																																																																				
(2)定員31人以上40人以下	(607単位)																																																																				
(3)定員41人以上50人以下	(550単位)																																																																				
(4)定員51人以上60人以下	(496単位)																																																																				
(5)定員61人以上70人以下	(476単位)																																																																				
(6)定員71人以上80人以下	(457単位)																																																																				
(7)定員81人以上	(436単位)																																																																				
難聴幼児の場合																																																																					
(1)定員30人以下	(1,019単位)																																																																				
(2)定員31人以上40人以下	(937単位)																																																																				
(3)定員41人以上	(854単位)																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>家庭連携加算(月2回を限度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(1)1時間未満</td> <td style="text-align: right;">(1回につき 187単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(2)1時間以上</td> <td style="text-align: right;">(1回につき 280単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(1)1時間未満</td> <td style="text-align: right;">(1回につき 187単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">(2)1時間以上</td> <td style="text-align: right;">(1回につき 280単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>食事提供加算</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">イ 食事提供加算(Ⅰ)</td> <td style="text-align: right;">(1日につき 42単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">ロ 食事提供加算(Ⅱ)</td> <td style="text-align: right;">(1日につき 58単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)</td> <td style="text-align: right;">(1回につき 150単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	家庭連携加算(月2回を限度)					(1)1時間未満	(1回につき 187単位を加算)				(2)1時間以上	(1回につき 280単位を加算)				訪問支援特別加算(月2回を限度)					(1)1時間未満	(1回につき 187単位を加算)				(2)1時間以上	(1回につき 280単位を加算)				食事提供加算					イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 42単位を加算)				ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 58単位を加算)				利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)																						
家庭連携加算(月2回を限度)																																																																					
(1)1時間未満	(1回につき 187単位を加算)																																																																				
(2)1時間以上	(1回につき 280単位を加算)																																																																				
訪問支援特別加算(月2回を限度)																																																																					
(1)1時間未満	(1回につき 187単位を加算)																																																																				
(2)1時間以上	(1回につき 280単位を加算)																																																																				
食事提供加算																																																																					
イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 42単位を加算)																																																																				
ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 58単位を加算)																																																																				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)																																																																				

改正後報酬体系(案)

基本部分	注	注	注																											
	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">肢体不自由児の場合</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="vertical-align: middle;">知的障害児の場合</td> <td>(1)定員30人以下</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員31人以上40人以下</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上50人以下</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員51人以上60人以下</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(5)定員61人以上70人以下</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(6)定員71人以上80人以下</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(7)定員81人以上</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">難聴幼児の場合</td> <td>(1)定員20人以下</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員21人以上30人以下</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員31人以上40人以下</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員41人以上</td> <td style="text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> </table>	肢体不自由児の場合		(〇〇単位)	知的障害児の場合	(1)定員30人以下	(〇〇単位)	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	(3)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	(4)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	(5)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	(6)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	(7)定員81人以上	(〇〇単位)	難聴幼児の場合	(1)定員20人以下	(〇〇単位)	(2)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)	(3)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	(4)定員41人以上	(〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位
肢体不自由児の場合		(〇〇単位)																												
知的障害児の場合	(1)定員30人以下	(〇〇単位)																												
	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)																												
	(3)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)																												
	(4)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)																												
	(5)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)																												
	(6)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)																												
	(7)定員81人以上	(〇〇単位)																												
難聴幼児の場合	(1)定員20人以下	(〇〇単位)																												
	(2)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)																												
	(3)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)																												
	(4)定員41人以上	(〇〇単位)																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">家庭連携加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満</td> <td style="text-align: right;">(1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td style="text-align: right;">(1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満</td> <td style="text-align: right;">(1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td style="text-align: right;">(1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">食事提供加算</td> <td>イ 食事提供加算(Ⅰ)</td> <td style="text-align: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ)</td> <td style="text-align: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)</td> <td style="text-align: right;">(1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;">福祉専門職配置加算(仮)</td> <td style="text-align: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;">事業運営配課加算(仮)</td> <td style="text-align: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	家庭連携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき〇〇単位を加算)	(2)1時間以上	(1回につき〇〇単位を加算)	訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき〇〇単位を加算)	(2)1時間以上	(1回につき〇〇単位を加算)	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき〇〇単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき〇〇単位を加算)	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき〇〇単位を加算)	福祉専門職配置加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)	事業運営配課加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)						
家庭連携加算(月2回を限度)		(1)1時間未満	(1回につき〇〇単位を加算)																											
	(2)1時間以上	(1回につき〇〇単位を加算)																												
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき〇〇単位を加算)																												
	(2)1時間以上	(1回につき〇〇単位を加算)																												
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき〇〇単位を加算)																												
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき〇〇単位を加算)																												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき〇〇単位を加算)																												
福祉専門職配置加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)																												
事業運営配課加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)																												

○肢体不自由児療護施設給付費

現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注
ハ 指定肢体不自由児療護施設の場合		(1)定員50人以下 (699単位) (2)定員51人以上60人以下 (690単位) (3)定員61人以上70人以下 (678単位) (4)定員71人以上 (665単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +198単位	1日につき +111単位
入院・外泊時加算	イ 8日目まで	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定		
	ロ 9日目から12日まで	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)				
入院時特別支援加算(月1回を原度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可			
	ロ 12日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)				
長期入院等支援加算	12日を超える場合:	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することし、併給不可		
	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 24単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき 20単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき 17単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき 15単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき 13単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき 12単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき 9単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき 8単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき 7単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき 6単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき 5単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき 4単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき 3単位を加算) (15)定員181人以上190人以下 (1日につき 2単位を加算) (16)定員191人以上 (1日につき 1単位を加算)				
栄養管理体制加算(Ⅱ)	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 22単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき 18単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき 15単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき 13単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき 12単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき 10単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき 9単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき 8単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき 7単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき 7単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき 6単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき 5単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき 4単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき 3単位を加算) (15)定員181人以上190人以下 (1日につき 2単位を加算) (16)定員191人以上 (1日につき 1単位を加算)				
	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 12単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき 10単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき 8単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき 7単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき 6単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき 5単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき 5単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき 4単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき 4単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき 4単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき 3単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき 3単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき 2単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき 2単位を加算) (15)定員181人以上190人以下 (1日につき 2単位を加算) (16)定員191人以上 (1日につき 1単位を加算)				

改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療養施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度肢体不自由児支援加算	重度重複障害児加算
ハ 指定肢体不自由児療養施設の場合	(1)定員50人以下 (〇〇単位) (2)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (3)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (4)定員71人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき+〇〇単位 1日につき+〇〇単位
入院・外泊時加算	イ 8日目で (1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上80人以下 (〇〇単位) (3)定員81人以上 (〇〇単位) ロ 9日目から12日目で (1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上80人以下 (〇〇単位) (3)定員81人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定	
入院時特別支援加算(月回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算) ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)		注 長期入院時支援加算と選択することとし、併給不可	
長期入院時支援加算	12日を超える場合 (1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上80人以下 (〇〇単位) (3)定員81人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院時(入院期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可	
看護専門職加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)			
地域移行加算	(入院中1回、退所後1回を限度として、1〇〇単位を加算)			
栄養士配置加算	栄養士配置加算(Ⅰ) (1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算) 栄養士配置加算(Ⅱ) (1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算) 栄養士配置加算(Ⅲ) (1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)			
栄養士アシスタント加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)			

○肢体不自由児通園施設給付費

現行報酬体系

	注	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算	激変緩和加算
肢体不自由児の場合 (316単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	
知的障害児の場合				
(1)定員30人以下 (663単位)				
(2)定員31人以上40人以下 (607単位)				
(3)定員41人以上50人以下 (550単位)				
(4)定員51人以上60人以下 (496単位)				
(5)定員61人以上70人以下 (476単位)				
(6)定員71人以上80人以下 (457単位)				
(7)定員81人以上 (436単位)				
難聴幼児の場合				
(1)定員30人以下 (619単位)				
(2)定員31人以上40人以下 (937単位)				
(3)定員41人以上 (854単位)				
家庭連携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)			
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)			
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)			
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)			
食事提供加算	イ 食事提供加算(I) (1日につき 42単位を加算)			
	ロ 食事提供加算(II) (1日につき 58単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)		

改正後報酬体系(案)

	注	注	注																													
基本部分	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">肢体不自由児の場合</td> <td style="width: 45%;">(〇〇単位)</td> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x 965/1000</td> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x 70/100</td> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1日につき +〇〇単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">知的障害児の場合</td> <td>(1)定員30人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員31人以上40人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上50人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員51人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(5)定員61人以上70人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(6)定員71人以上80人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(7)定員81人以上</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">難聴幼児の場合</td> <td>(1)定員20人</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員21人以上30人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員31人以上40人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> </table>	肢体不自由児の場合	(〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	知的障害児の場合	(1)定員30人以下	(〇〇単位)	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	(3)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	(4)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	(5)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	(6)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	(7)定員81人以上	(〇〇単位)	難聴幼児の場合	(1)定員20人	(〇〇単位)	(2)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	(3)定員41人以上	(〇〇単位)			
肢体不自由児の場合	(〇〇単位)	x 965/1000					x 70/100	1日につき +〇〇単位																								
知的障害児の場合	(1)定員30人以下								(〇〇単位)																							
	(2)定員31人以上40人以下								(〇〇単位)																							
	(3)定員41人以上50人以下								(〇〇単位)																							
	(4)定員51人以上60人以下								(〇〇単位)																							
	(5)定員61人以上70人以下								(〇〇単位)																							
	(6)定員71人以上80人以下					(〇〇単位)																										
	(7)定員81人以上					(〇〇単位)																										
難聴幼児の場合	(1)定員20人					(〇〇単位)																										
	(2)定員21人以上30人以下					(〇〇単位)																										
	(2)定員31人以上40人以下					(〇〇単位)																										
	(3)定員41人以上					(〇〇単位)																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">家庭連携加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	家庭連携加算(月2回を限度)					(1)1時間未満			(1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																					
家庭連携加算(月2回を限度)			(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																												
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																											
訪問支援特別加算(月2回を限度)		(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																													
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">食事提供加算</td> <td>イ 食事提供加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																											
食事提供加算		イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																													
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																														
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 〇〇単位を加算)																															
福祉専門職配置加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																															
事業運営配慮加算	(1日につき 〇〇単位を加算)																															

○指定医療機関(肢体不自由児)給付費

現行報酬体系

	注	注	注	注
基本部分	乳幼児加算	重度肢体不自由児支援加算	重度重複障害児加算	激突緩和加算
□ 指定医療機関(肢体不自由児)の場合 (111単位)	1日につき+70単位	1日につき+198単位	1日につき+111単位	

改正後報酬体系(案)

	注	注	注
基本部分	乳幼児加算	重度肢体不 自由児支援 加算	重度重複障 害児加算
□ 指定医療機関(肢体不自由児)の場合 (〇〇単位)	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位
出稼移行加算 (入所前1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)			
福祉専門職配置加算(仮) (1日に2300単位を加算)			

○重症心身障害児施設給付費

現行報酬体系

	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	激変緩和加算
指定重症心身障害児施設 (862単位)	x 965/1000	x 70/100	—

改正後報酬体系(案)

	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合
指定重症心身障害児施設 (○○単位)	x 965/1000	x 70/100
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき○○単位を加算)		
地域移行加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、○○単位を加算)		

○指定医療機関(重症心身障害児)給付費

現行報酬体系

	基本部分	注 激突緩和加算
指定医療機関(重症心身障害児)	(862単位)	—

改正後報酬体系(案)

基本部分	
指定医療機関(重症心身障害児)	(〇〇単位)
福祉専門職配置加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)

「障害福祉サービス費等の報酬算定構造（案）」の訂正について

厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日配布致しました障害保健福祉関係主管課長会議資料の「資料3（別紙）」におきまして、一部誤りがありましたので、下記の通り訂正させていただきます。

なお、修正箇所を反映させた電子媒体につきましては、近日中にメールにて提供させていただきます。

該当ページ	訂正内容
P 1 8 (共同生活介護 サービス費)	表の最下部に、「医療連携体制加算（仮）」を挿入
P 3 6 (共同生活援助 サービス費)	〃